

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正
(保健福祉部所管分) (保健福祉部総務課) 117
○同 (経済部所管分) (経済部総務課) 131
○同 (農政部所管分) (農政課) 133
○同 (水産林務部所管分) (水産林務部総務課) 138

目次

公 告

- 平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (総務部所管分) (総務部総務課) 1
○同 (総合企画部所管分) (総合企画部総務課) 3
○同 (環境生活部所管分) (環境生活部総務課) 5
○同 (保健福祉部所管分) (保健福祉部総務課) 10
○同 (経済部所管分) (経済部総務課) 27
○同 (農政部所管分) (農政課) 47
○同 (水産林務部所管分) (水産林務部総務課) 87
○同 (建設部所管分) (建設部総務課) 114

公 告

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を定める告示及び北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部を改正する告示を、平成15年4月1日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第542号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(総務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 北海道私費外国人留学生修学奨励事業 北海道内の大学等に在籍する外国人留学生の勉学及び研究活動を奨励し、本道の国際化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生以外の外国人留学生であって知事が適当と認める者	修学に要する経費	定額	総務第1号様式	総務第2号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総務部知事室国際課	書類は、在籍する大学等の長を通じて提出すること。
2 私立高等学校授業料軽減事業 経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業	学校法人	私立高等学校を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書(前	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書について

料軽減事業について、予算の範囲内で補助する。				年度のもの） 別に指示する様式			は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
3 北方領土隣接地域振興等事業 北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	根室支庁管内の市町 公共的団体等	次に掲げる事業に要する経費（市及び町並びに公共的団体等が、次の事業を行う公共的団体等に対して当該事業費を補助する場合においては、補助の対象となる経費） 1 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業 （1）北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業 （2）教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業 2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業 3 北方地域元居住者の援護等に関する事業 （1）北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業 （2）北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資するための事業	2分の1以内 10分の9.5以内 10分の9.5以内	共通第2号様式（大会等の開催にあっては共通第3号様式、施設等の整備にあっては共通第9号様式） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式（大会等の開催にあっては共通第3号様式、施設等の整備にあっては共通第9号様式） 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 市町又は2若しくは3の事業を行う根室支庁管内の公共的団体等は根室支庁、上記以外の公共的団体等は総務部北方領土対策本部	1の事業に係る補助金は、単独事業に係る市町負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町負担）を軽減するために交付するものである。

北海道告示第543号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(総合企画部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 移動通信用鉄塔施設整備事業 電気通信事業者による自動車電話・携帯電話等の移動通信サービスの見込めない地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	10分の7以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部IT推進室情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。
2 民放テレビ放送等難視聴解消事業(テレビ放送共同受信施設整備事業) 一般放送事業者の行うテレビジョン放送が一波も良好に受信することができない地域の難視聴の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	民放テレビ放送等難視聴解消事業に要する経費のうち次に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯数に3万円を乗じて得た額を差し引いた額 (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	2分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部IT推進室情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。
3 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の整備を促進し、電気通信格差の是正を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行う場合又は市町村が新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行う地域公共団体の出資又は拠出に係る法人に補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち次に掲げる経費 (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	市町村が整備を行う場合 3分の1以内 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が事業を行う場合 4分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部IT推進室情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。
4 離島振興対策事業 離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実	住民生活安定対策事業(プロパンガス価格安定事業)に要する経費のうち4月から7月までに要する経費	10分の5.5以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総企第21号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 総企第21号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	施地域に指定された離島の地域を有する町						
5 離島航路旅客定期航路事業 離島における民生の安定と産業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島航路旅客定期航路事業者	離島航路旅客定期航路事業に要する経費				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部交通企画室交通企画課	
(1) 離島航路事業		航路損益計算書により算出された純損失額	補助対象経費から離島航路整備法（昭和27年法律第226号）に基づき交付される国庫補助金額を差し引いた額以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第19号様式 総企第20号様式 別に指示する様式			実績報告は、要しない。
(2) 運賃割引事業		離島航路旅客定期航路事業を行う場合における1月から3月までに係る離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の1に相当する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額）	10分の10以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第18号様式 別に指示する様式			実績報告は、要しない。
6 新千歳空港国際航空定期便就航促進奨励事業 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便及び国際航空旅客定期便の就航を促進するため、航空会社が空港及	新千歳空港で国際航空定期便を就航させる航空会社（国際航空旅客定期便にあっては、運休路線の再開の	次に掲げる経費のうち4月から7月までに要する経費 1 国際航空貨物定期便 (1) 就航初年度において新千歳空港及びその周辺で行う国際航空貨物定期便の運航に必要な施設整備等に要す	(1)の経費については3分の1以内、(2)の経費については定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部交通企画室	

び空港周辺で行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	場合を含む。)	る経費（旅客輸送業務に係る経費を除く。）のうち、次に掲げるもの ただし、北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）で助成申請を行うものについては、この限りでない。 ア 倉庫及び上屋等建築整備に要する経費 イ 設備及び備品の購入に要する経費 ウ 5年以上賃借する建物、設備等に要する経費 (2) 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便の運航に直接要する経費 2 国際航空旅客定期便 新千歳空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費	((1)及び(2)を合わせて1億円を限度とする。ただし、(1)にあつては、3,000万円を限度とする。)
----------------------------	---------	--	--

北海道告示第544号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

（環境生活部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 資源リサイクル道民運動事業 資源リサイクルの取組を道民運動事業として推進し、リサイクル社会の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	活動の本拠が道内にあり、各種リサイクル運動を道内で実施又は実施を予定している団体であって、知事が適当と認めるもの	資源リサイクル道民運動事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内（知事が別に定める額を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境室 廃棄物対策課	
2 ごみ処理の広域化推進事業 北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」で示すごみ処理の広域化ブロック（以下「ブロック」という。）におけるごみ処理の広域化実施計画の策定を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 ブロック内の市町村で構成される団体	ブロックにおける広域化実施計画の策定に要する経費（委託料に限る。）	4分の1以内（500万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境室 廃棄物対策課	書類は、支庁長を経由すること。
3 自然公園美化清掃事業 国立公園、国定公園及び道立自然公園の自然環境を清潔に保持するため、予算の範囲内で補助する。	清掃活動実施団体	自然公園美化清掃事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 事業費 （1）材料費 （2）役務費 （3）その他直接経費 （4）一般管理費 2 事務費 旅費及び庁費	清掃活動実施団体が自然公園主要清掃地域で行う事業 3分の1以内 清掃活動実施団体が国立公園重点清掃地域で行う事業 4分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
4 地域文化ネットワーク形成促進事業 本道の個性豊かな地域文	民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立	地域創造アトリエとして必要な施設、附帯設備の整備等に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内（2,000万円を限度とする。）	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日	書類は、事業実施地の支庁長を経由す

化の創造に向け、文化活動を通じた地域住民の交流の場・稽古場・工房などの機能を有する施設（以下「地域創造アトリエ」という。）の整備を促進し、地域・分野を越えた広範なネットワークの形成と舞台芸術をはじめとした地域における文化活動の一層の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条の規定により設立された法人、市町村及び文化団体等で構成する任意の団体その他知事が適当と認める者	1 改修費（地域創造アトリエとして、一体的に整備する必要があると認められる経費を含む。） 2 附帯設備費 3 設計料 4 監理費 5 その他知事が特に必要と認める経費		共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式 その他参考となるべき書類	別に指示する様式 その他参考となるべき書類	提出先 環境生活部生活文化・青少年室文化振興課	ること。
5 消費生活情報地域ネットワークシステム事業 道が構築した消費生活情報地域ネットワークシステムへの市町村の参画を促し、もって、消費生活に関する相談処理及び情報収集の迅速・効率化を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村	消費生活情報地域ネットワークシステムへの接続に必要な機器の導入等に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部生活文化・青少年室生活振興課	書類は、支庁長を経由すること。
6 青少年センター活動促進事業 青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市（人口7万人以上の市に限る。）	青少年センターが行う次の事業に要する経費（食糧費を除く。） 1 青少年非行の早期発見と未然防止に関する経費 2 有害環境の浄化に関する経費 3 住民意識の啓発に関する経費	2分の1以内 （40万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
7 男女平等参画推進イコール・パートナー事業 男女平等参画を一層推進し、地域活動の中心的な役割を担う団体を育成し、地域のネットワークの形成に資するため、予算の範囲内で補助する。	知事が適当と認める民間団体	次に掲げる事業（補助対象経費が20万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けるものを除く。）に要する経費（職員費、建物賃借料、食糧費及び備品購入費を除く。） 1 地域における男女平等参画を推進するためのネットワーク形成に資する事業 2 男女平等参画の視点に立った自主的	2分の1以内 （20万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部男女平等参画推進室	書類は、支庁長を経由すること（ただし、札幌市に所在する団体及び2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体

		な活動を推進するための交流事業 3 知事が特に必要と認める事業						にあっては、この限りでない。)。
8 交通遺児対策事業 交通遺児等の教育の機会の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく公立若しくは私立の高等学校又は高等専門学校の設置者	公立若しくは私立の高等学校又は高等専門学校の設置者が当該高等学校等に在学する交通遺児等に対して、その授業料を減免する場合の当該減免額	10分の10以内（知事が別に定める額を限度とする。）	環生第18号様式	環生第19号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部別に指示する日 環境生活部交通安全対策室	書類は、高等学校等の所在する地域を所管する支庁長を経由すること。
9 アイヌ生活向上推進事業 アイヌの人たちの生活と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1) 生活相談員設置事業	市町村	生活相談員の設置に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部別に指示する日 環境生活部総務課	書類は、支庁長を経由すること。
(2) 専修学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 専修学校又は各種学校の修学に要する経費 2 専修学校又は各種学校の入学時に必要な支度に要する経費	定額	環生第33号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成14年分の所得を証明する書類	環生第34号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認することができる書類	提出部数 提出期限 提出先	1部別に指示する日 支庁	
(3) 高等学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 高等学校又は高等専門学校の修学に要する経費 2 高等学校又は高等専門学校の入学時に必要な通学用品等の購入に要する経費	定額	環生第31号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成14年分の所	環生第32号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認することができる書類	提出部数 提出期限 提出先	1部別に指示する日 支庁	

				得を証明する書類				
(4) 高等学校通学費補助事業	経済的な理由により修学が困難な者	高等学校又は高等専門学校の通学に要する経費	定額	環生第35号様式 学校長が証明する通学証明書	環生第36号様式 学校長が証明する通学の終了又は中止を確認することができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
(5) 生活館運営費補助事業	市町村	次に掲げる経費 1 生活館運営費 2 生活館活動推進事業費	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 1の経費に係る場合 環生第27号様式 環生第29号様式 環生第30号様式 2の経費に係る場合 環生第28号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 1の経費に係る場合 環生第27号様式 環生第29号様式 環生第30号様式 2の経費に係る場合 環生第28号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課		書類は、支庁長を経由すること。
(6) 生活館整備事業	市町村	次に掲げる経費 1 施設整備費 2 設備整備費	4分の3以内	(施設整備の場合) 共通第20号様式 環生第21号様式 環生第24号様式 (設備整備の場合) 共通第20号様式 環生第22号様式 環生第24号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第26号様式 工事請負契約書 建築確認通知書 検査済証、工事着工届、しゅん工届、しゅん工検査証、工事受渡書、工事完成図面及び工事設計書の写し並びに完成写真	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課		書類は、支庁長を経由すること。
(7) 生活館改修事業	市町村	生活館の改修に要する次に掲げる経費 1 工事請負費 2 需用費	2分の1以内	共通第20号様式 環生第21号様式 環生第25号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第26号様式 工事請負契約書、	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活		書類は、支庁長を経由すること。

工事着工届、しゅん工届、しゅん工検査証、工事受渡書、工事完成図面及び工事設計書の写し並びに完成写真

部総務課

北海道告示第545号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

（保健福祉部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 公的病院等運営事業 公的病院（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。以下同じ。）及び民間病院（知事が適当と認める者が開設する病院をいう。以下同じ。）の経営の健全化等を推進し、もって地域住民の医療の確保・充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当と認める者	公的病院等運営事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 がん診療施設、小児医療施設、医学的リハビリテーション施設、総合リハビリテーション施設及び救急医療施設を有する公的病院、在宅医療を行っている公的病院並びに不採算地区にある公的病院（前年度末で累積欠損金又は不良債務を有するものに限る。）の運営に必要な経費 2 救急医療施設を有する民間病院及び在宅医療を行っている民間病院の運営に必要な経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第26号様式 （申請者が公的病院の開設者の場合に限る。） 保福第27号様式 保福第28号様式 保福第29号様式 及び保福第30号様式（申請者が公的病院の開設者の場合に限る。） 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
2 医療施設近代化施設整備事業	市町村 日本赤十字社	次に掲げる医療施設の整備に必要な経費（患者療養環境、医療従事者職場環境、		共通第16号様式 共通第18号様式	共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示	書類は、保健所長を経由

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人 健康保険組合 健康保険組合連合会 その他知事が適当と認める者	衛生環境等の改善及び療養病床の整備等に必要な工事費又は工事請負費に限る。) 1 病院（改修により療養病床を整備する病院は除く。） (1) 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）	3分の1以内 ただし、別に指示する病院については次による。 ア 地方公共団体が開設する病院 15分の6以内 ただし、整備病床数が[※]100床を超える場合にあつては、次に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。 (ア) 3分の1 (イ) 15分の1に整備病床数（300床を限度とする。）分の100を乗じて得た率 イ ア以外の病院 30分の13以内 ただし、整備病床数が[※]100床を超える場合にあつては、次に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。	共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第32号様式 別に指示する様式	提出先 する日 保健福祉部地域医療課（病院整備のうち精神病院に係るもの及び結核病棟改修等整備事業にあつては、保健福祉部保健予防課）	すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
--	---	--	---	---	------------------------------	---	---------------------------------------

		(ア) 3分の1 (イ) 10分の1に整備病床数(150床(公的病院及び持分のない法人は300床)を限度とする。)分の100を乗じて得た率				
	(2) 知事が必要と認めるもの	3分の1以内				
	(3) 電子カルテシステムの整備	3分の1以内				
	2 改修により療養病床を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	3分の1以内				
	3 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	3分の1以内				
	4 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあっては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等(外来部門を除く。))	3分の1以内 ただし、承継に伴う診療所であって、別に指示するものについては、30分の13以内とする。				
	5 介護基盤整備促進事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	3分の1以内				

		6 療養型病床群療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)	3 分の 1 以内					
3 ヘき地医療拠点病院運営事業 ヘき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した病院の開設者	ヘき地医療拠点の運営に必要な医療活動費、研究費、研修費、医療費及び伝送装置経費	10 分の 10 以内	共通第 16 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 共通第 32 号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第 34 号様式 保福第 35 号様式 別に指示する様式	共通第 30 号様式 共通第 31 号様式 保福第 36 号様式 保福第 37 号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副 2 部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
4 ヘき地診療所運営事業 無医地区等における医療体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会	ヘき地診療所の運営に要する経費(事務費、研究費、医療費及び伝送装置経費に限る。)	3 分の 2 以内	共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 保福第 8 号様式から保福第 12 号様式まで 別に指示する様式	共通第 30 号様式 共通第 31 号様式 保福第 11 号様式から保福第 14 号様式まで 保福第 21 号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副 2 部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
5 地域医療サポートセンター整備事業 地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会	地方・地域センター病院が行う次の事業に必要な経費 (1) 地域医療支援室運営事業 地方・地域センター病院における地域医療支援室の設置・運営に必要な経費 (2) 医師等派遣事業 地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する医師等の派遣に必要な経費 (3) 研修会等開催事業 ア 地方センター病院における高度・専門的な研修会等の開催に必要な経費 イ 地方・地域センター病院におけ	定額 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	共通第 16 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 共通第 32 号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第 39 号様式の 1 (医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第 39 号様式の 2 (研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第 39 号様式の 2 (研修会等開催事業の場合に限る。)	共通第 30 号様式 共通第 31 号様式 保福第 39 号様式の 1 (医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第 39 号様式の 2 (研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第 40 号様式の 1 (地域医療支援室運営事業の場合に限る。) 保福第 40 号様式	提出部数 提出期限 提出先	1 部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)

		る研修会及び症例検討会等の開催に必要な経費 ウ 地方・地域センター病院における院内で開催する研修会及び症例検討会等の開催に必要な経費		保福第40号様式の1（地域医療支援室運営事業の場合に限る。） 保福第40号様式の2（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第40号様式の3（研修会等開催事業の場合に限る。） 別に指示する様式	の2（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第40号様式の3（研修会等開催事業の場合に限る。） 別に指示する様式			
6 広域救急医療対策運営事業 初期救急医療施設と救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う病院群輪番制病院の運営事業に必要な経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に必要な経費	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式	共通第31号様式 保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
7 救急医療啓発普及事業 休日及び夜間における救急医療体制の確保並びに救急医療知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う救急医療啓発普及事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、賃金その他の費用（会場借上料、備品購入費等）	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第44号様式から保福第46号様式まで	共通第31号様式 保福第46号様式 保福第49号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
8 結核予防事業 結核予防法（昭和26年法律第96号）第56条の規定により補助する。	学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）又は結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第1	結核予防法第4条第1項の規定による定期の健康診断に要した経費	3分の2	共通第31号様式 保福第54号様式 保福第55号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健所（小樽市及び函館市にあっては、保健所長を経由すること。）	実績報告は、要しない。

	条で定める施設の長（札幌市及び旭川市の区域外に所在する学校又は施設の長に限るものとし、国及び市町村を除く。）					ては保健福祉部保健予防課）	
9 地域精神医療確保対策事業 地域の精神科医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が適当と認める病院の開設者	精神科医師等の派遣に必要な経費（報酬、職員給与費、法定福利費、賃金及び報償費）	2分の1以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第186号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第186号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
10 北海道医療給付事業 重度心身障害者、母子家庭等の母と児童及び乳幼児並びに老人の健康の保持と福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	北海道医療給付事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 医療費 2 事務費（共済費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料及び備品購入費に限る。）	医療費 市にあっては10分の5.2（財政力指数が0.31未満の市にあっては、30分の16）以内、町村にあっては30分の16以内 事務費 2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第57号様式 保福第59号様式 保福第79号様式	共通第31号様式 保福第58号様式 保福第60号様式 保福第80号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市にあっては、保健福祉部保健予防課）	
11 精神障害者地域共同作業所運営事業 在宅の精神障害者に対して通所による生活訓練及び作業訓練等を行うとともに就労の場を設けることにより、その自立の促進と福祉の向上を図るため、予算の	市町村（札幌市を除く。）	市町村が精神障害者地域共同作業所運営事業を自ら実施する場合の当該事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に係る経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料並びに負担金に限る。）又は精神障害者地域共同作業所運営事業を実施する福祉団体等に対し	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第128号様式 位置図 平面図 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第128号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	

範囲内で補助する。		市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（委託料又は補助金に限る。）		式			
12 精神障害者小規模通所授産施設運営事業 雇用されることが困難な精神障害者に自活に必要な訓練等を行うことにより、自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	市町村が精神障害者小規模通所授産施設を自ら運営する場合の当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、各所修繕費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び医薬材料費に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等）又は精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（補助金又は委託料に限る。）	運営費 4分の3以内 活動支援特別対策事業費及び特別指導費加算 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
13 精神障害者共同住居運営事業 精神障害者の社会的自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	精神障害者共同住居運営事業を実施する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 管理人及び指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持及び補修に必要な経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第130号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第130号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
14 精神障害者地域生活支援センター運営事業 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 精神障害者社会復帰施設を運営する非営利法人（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、単身赴任手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するのに必要な各所修繕費、その他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び医薬材料費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	3分の1以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	

15 精神障害者社会復帰施設運営事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者社会復帰施設等の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 非営利法人等（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	精神障害者社会復帰施設等の運営に必要な経費	3分の1以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
16 地域リハビリテーション広域支援センター事業 高齢者の様々な状況に応じたりハビリテーションサービスが適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が地域リハビリテーション広域支援センターとして指定した団体	地域リハビリテーションに関する研修会の開催等に必要な経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
17 歯科衛生士養成所臨床実習事業 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき厚生労働大臣の指定を受けた歯科衛生士養成所の教育内容の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。） 学校法人	歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育に必要な経費（講師等謝金（特殊教育講師謝金及び指導教員雇い上げ謝金に限る。）、旅費（指導教員及び学生に係るものに限る。）及び需用費（医薬材料費、消耗器材費及び自動車燃料費に限る。）に限る。）	10分の10以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第50号様式 保福第51号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第50号様式 保福第52号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
18 心身障害者（児）歯科診療事業 心身障害者（児）の歯科診療を促進するため、口腔保健センター等で専門的に歯科診療を行い、もって心身障害者（児）歯科医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市 社団法人北海道歯科医師会	市が実施する心身障害者（児）歯科診療事業に必要な経費又は社団法人北海道歯科医師会が、心身障害者（児）歯科診療事業を行う郡市区歯科医師会に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費	3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市の場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
19 成人歯科保健事業費補助	市町村	成人歯科保健事業に必要な経費（報酬、	3分の2以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部	書類は、保

金 歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける機会に恵まれない地域住民に対して歯科疾患の予防及び普及啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。		賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出期限 提出先	別に指示する日 保健福祉部地域保健課	健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
20 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障害者が、地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	在日外国人高齢者・障害者に対し、福祉給付金として支給する扶助費等	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第89号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第89号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域福祉課	書類は、支庁長を経由すること。
21 いのちの電話相談事業 いろいろな悩みを持つ者に対し、その悩みを解決し、安心して生活することができるよう電話を通して行う相談事業の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道いのちの電話 社会福祉法人旭川いのちの電話	いのちの電話相談事業のうち、次に掲げる事業に必要な経費 (1) 電話相談員の養成及び訓練事業 (2) 相談に関する調査及び研究事業 (3) いのちの電話の宣伝及び普及事業	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健福祉部地域福祉課	
22 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業 民間社会福祉施設の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、民法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人（札幌市及び旭川市の区域外に所在する社会福祉施設を運営する社会福祉法人、民法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人に限る。）	社会福祉施設の整備のため、社会福祉・医療事業団から借り入れた資金に係る平成15年度における支払利子	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.65パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第87号様式 借入契約をしたことを証する書類（金銭消費貸借契約証書及び償還年次表の写し）	共通第31号様式 保福第87号様式 利子を納入したことを証する書類（領収証等）	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁	

			年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.00パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成10年4月1日以降の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（1.50パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額				
23 軽費老人ホーム運営事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームの運営の健全化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。） ケアハウスについては、前記のほか社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設	軽費老人ホーム運営事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 社会福祉法人経理規程を適用する施設 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金及び本部会計繰入金に充当する経費 2 社会福祉法人会計基準を適用する施設 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費積立金、修	市町村 3分の1以内 社会福祉法人等 10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第108号様式 保福第109号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 保福第108号様式 保福第110号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	設を設置している者に限る。)	繕積立金、備品等購入積立金及び本部会計経理区分繰入金（ただし、指定介護老人福祉施設等会計処理等指針を適用する場合は「本部会計区分繰入金」）に充当する経費						
24 介護老人保健施設整備資金利子補給事業 介護老人保健施設の安定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	平成15年4月1日現在において介護老人保健施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。)	介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金（痴呆専門棟を設置するための増改築を含む。）に対する社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団から借り入れた資金に係る平成15年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円（特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行うものとして、知事に届出を行っている施設については3億円）を超える場合は、その超えた額に相当する支払利子を除く。	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（4.05パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.4パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成10年4月1日以降の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（1.7パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第111号様式 金銭消費貸借契約書の写し（原本照合したもの）	共通第31号様式 保福第111号様式 利子を納入したことを証する書類（領収証等）	提出部数 提出期限 提出先	正副2部別に指示する日 保健福祉部高齢者保健福祉課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

			とする。)によ って算出した額				
25 痴呆性高齢者介護研修事業 痴呆性高齢者の介護に関する専門職員を養成し、もって痴呆性高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設を運営する者（札幌市を除く。）又は痴呆対応型共同生活介護を行う事業者（札幌市を除く。）で、知事が適当と認める者	痴呆介護指導者養成研修事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの (1) 派遣職員の旅費 (2) 派遣職員の代替職員雇上費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部高齢者保健福祉課	
26 地域療育推進体制整備事業 心身に障害のある児童の地域療育推進体制の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）地域療育推進協議会（札幌市及び旭川市の区域外に設置している者に限る。）	地域療育推進協議会の設置及び運営に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）並びに使用料及び賃借料に限る。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第129号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第129号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
27 心身障害児（者）療育等支援施設事業 心身障害児（者）療育等支援施設に在宅福祉を担当する職員を配置し、在宅療育等に関する相談及び各種福祉サービスの提供に係る調整等を行い、在宅心身障害児（者）及びその家庭の福祉向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が支援施設として指定した知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園	心身障害児（者）療育等支援施設事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び広告料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	施設又は重症心身障害児施設を運営する社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）						
28 重症心身障害児（者）通園事業 在宅の重症心身障害児（者）に、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行い、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させるため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）	重症心身障害児（者）通園事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 事務費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料に限る。） 2 事業費（需用費（食糧費（会食に係る経費を除く。）、指導用材料費、賄材料費、医療材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、消耗品費等）、委託料並びに備品購入費（指導訓練器具費、医療器材等）に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
29 知的障害者地域援助センター活動事業 知的障害者の職場定着並びに施設入所者及び在宅の知的障害者の就労等による地域社会への参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	知的障害者援護施設を設置する市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	地域援助センターの活動に必要な経費（報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
30 知的障害者自立促進援護事業 知的障害者の社会的自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	知的障害者生活寮の運営に対し助成を行う場合の当該助成の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 管理人又は指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持・補修に必要な経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第127号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第127号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
31 障害者地域共同作業所運営	市町村（札幌市及	市町村が障害者地域共同作業所運営事	2分の1以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

営事業 在宅の障害者に対して通 所による生活訓練及び作業 訓練等を行うとともに就労 の場を設けることにより、 その自立の促進と福祉の向 上を図るため、予算の範囲 内で補助する。	び旭川市を除く。)	業を自ら実施する場合の当該事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に係る経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料並びに負担金に限る。）又は障害者地域共同作業所運営事業を実施する福祉団体等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（委託料又は補助金に限る。）		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第128号様式 位置図 平面図 別に指示する様式	共通第31号様式 保福第128号様式 別に指示する様式	提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
32 障害者小規模通所授産施設運営事業 雇用されることが困難な 障害者に自活に必要な訓練 等を行うことにより、自立 の促進を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。)	市町村が障害者小規模通所授産施設を自ら運営する場合の当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち、会食に係る経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等）又は障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（補助金又は委託料に限る。）	運営費 4分の3以内 活動支援特別対策事業費及び特別指導費加算 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
33 福祉工場運営費補助事業 心身障害者の地域における自立と社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	知的障害者福祉工場又は身体障害者福祉工場の運営に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費及び建物等に係る修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（製造に必要な備品に要する経費を除く。）に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
34 身体障害者福祉ホーム運営事業 身体障害者の社会自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	身体障害者福祉ホームの運営に必要な経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
35 知的障害者福祉ホーム運	市町村（札幌市及	知的障害者福祉ホームの運営に必要な	10分の10以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部	

営事業 知的障害者の社会自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	経費（給料、需用費（消耗品費、建物の修繕料に限る。）及び委託料）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第30号様式 共通第31号様式	提出期限 提出先	別に指示 する日 支庁	
36 日常生活用具給付等事業								
(1) 重度身体障害者日常生活用具給付等事業 重度身体障害者に対し浴槽等の日常生活用具の支給又は貸与を行うことなどにより、これらの者の日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	次に掲げる用具の購入等に必要な経費 盲人用テープレコーダー、盲人用時計、盲人用タイムスイッチ、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用秤、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、浴槽（湯沸器を含む。）、便器（手すりを含む。）、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、パーソナルコンピュータ（肢体不自由者用）、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、火災警報器、自動消火器、電気式たん吸引器、障害者用電話、ファックス及び視覚障害者用ワードプロセッサ	2分の1以内 （町村にあっては、4分の3以内）	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第115号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第115号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示 する日 支庁	
(2) 老人日常生活用具給付等事業 要援護老人に対し電磁調理器等の日常生活用具の支給又は貸与を行うことなどにより、これらの者の日常生活の便宜を図	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	次に掲げる用具の購入等に必要な経費 電磁調理器、火災警報器、自動消火器及び老人用電話	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第115号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第115号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示 する日 支庁	

	るため、予算の範囲内で補助する。						
(3) 重度障害児・者日常生活用具給付等事業 重度障害児（者）に対し浴槽等の日常生活用具の支給又は貸与を行うことなどにより、これらの者の日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	次に掲げる用具の購入等に必要な経費 浴槽（湯沸器を含む。）、便器、特殊マット、テープレコーダー、訓練いす、特殊便器、パーソナルコンピュータ（肢体不自由者用）、点字タイプライター、盲人用電卓、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、訓練用ベット、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴担架、盲人用体温計（音声式）、盲人用秤、視覚障害者用拡大読書器、体位変換器、透析液加温器、頭部保護帽、電磁調理器、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、重度障害者用意志伝達装置、ネブライザー、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）及び視覚障害者用ワードプロセッサ	2分の1以内 （町村にあっては、4分の3以内）	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第115号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第115号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(4) 障害者情報バリアフリー化支援事業 重度の視覚障害児者及び上肢不自由児者が情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器、アプリケーション等（以下「周辺機器等」という。）の購入費用の一部を補助することにより、障害者のバリアフリー化を推進し、社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	次の各号のすべてに該当する者 (1) 道内（札幌市を除く。）に住所を有する者 (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚障害1級若しくは2級又は上肢不自由1級若しくは2級の身体障害者手帳所持者 (3) パーソナルコ	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器、アプリケーションソフト等の購入に直接要した経費	3分の2以内 （10万円を限度とする。）	共通第14号様式 身体障害者手帳の写し 周辺機器等の購入に要した費用が記載された業者からの領収書の写し 周辺機器等の保証書など納品が確認できるものの写し 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

		ンピュータの使用により社会参加が見込まれる者 (4) 前年の所得税額（各種所得控除後の額）が、補助を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年の所得額が補助を行う月の属する前年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者） (5) 原則として、過去に本事業による補助を受けていない者（過去に受けた補助金額の合計が補助上限額を超えない場合は、この限りでない。）							
37	養護児童グループホーム運営事業 養護を必要とする児童のうち、集団生活になじめない児童や家庭での生活体験のない児童等に対して、専門性を備えた養育者が家庭的な雰囲気の中で専門的養	養護児童グループホームの指定を受けた里親	次に掲げる養護児童グループホームの運営に必要な経費 (1) ヘルパー雇上げに係る人件費 (2) 専任養育者に対する養育手当 (3) 開設準備費（開設年度のみ）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健福祉部児童家庭課	書類は、児童相談所長を経由すること。

育を行うことにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。							
38 入所児童健全育成促進事業 児童養護施設に入所している児童に対して、短期間一般家庭での生活体験を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	児童養護施設を設置する市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）	委託家庭訪問等に要した交通費、ボランティア保険加入費、委託謝礼金及び児童送迎等に要した交通費	定額	共通第14号様式 共通第31号様式 保福第158号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部児童家庭課	実績報告は、要しない。
39 障害児保育特別対策事業 保育を要する障害の程度の軽い心身障害児を保育所で一般の幼児とともに集団保育することにより、障害児の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	障害児保育特別対策事業に必要な経費（保育士の人件費に限る。）	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第151号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第151号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
40 社会福祉施設産休等代替職員設置事業 社会福祉施設等に勤務する産休等職員の職務を、臨時的に任用した代替職員に行わせることにより、施設における正常な業務体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 社会福祉施設等を設置する者（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	代替職員の任用に必要な次に掲げる経費 (1) 産休職員の出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から産後8週間を経過する日までの期間内（出産が遅れた場合に生じる出産予定日の間については、期間に含めない。）における賃金 (2) 病休職員の休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内における賃金	施設の職員に係るもの 10分の10以内 民間社会福祉施設の専任職員に係るもの 3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第138号様式の1又は保福第138号様式の2	共通第31号様式 保福第139号様式の1又は保福第139号様式の2	提出部数 1部 提出期限 産休の場合にあっては任用日の1か月前、病休の場合にあっては任用日の10日前 提出先 支庁	

北海道告示第546号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

（経済部所管分）

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 休廃止鉱山鉱害防止対策事業 休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）に係る鉱害の防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱（昭和46年7月13日付け46保第789号）第21条に規定する鉱業権の消滅している鉱山及び鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱に基づき、北海道鉱山保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費	4分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 国庫補助申請書（添付書類を含む。）の写し 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 国庫補助実績報告書（添付書類を含む。）の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	
2 特定発電所周辺地域対策事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し、予算の範囲内で補助する。	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	町村が行う原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	
3 原子力発電施設周辺地域特別対策事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。	電源立地特別交付金交付規則（平成12年科学技術庁、通商産業省告示第10号）に規定する企業導入・産業近代化措置及び福祉対策措置を講ずる	次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 企業導入・産業近代化措置 (2) 福祉対策措置 (3) 原子力立地給付金交付事業	電源立地特別交付金交付規則で定める原子力発電施設等周辺地域交付金の額の範囲内	共通第20号様式 経済第18号様式 経済第19号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 経済第20号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	

	市町村並びに原子力立地給付金交付事業を行う者（原子力発電施設等の設置の円滑化に資する事業を行う民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）						
4 新エネルギー導入促進事業 新エネルギーの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	新エネルギーの利用を行おうとする者	実証試験事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 機械設備等購入費 (2) 設備設置に係る工事費 (3) 実証試験に要する機器購入費又はリース料 (4) 啓発に係る看板、表示器等設置費 (5) その他知事が特に認める経費	2分の1以内 (500万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	
5 住宅用太陽光発電システム導入支援事業 住宅用太陽光発電システムの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	1 市町村が住宅用太陽光発電システム及び省エネナビを導入する者に対し、当該事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費 2 市町村が新エネルギーの開発・導入及び省エネルギーの促進に関する普及促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。) 2分の1以内 (35万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	
6 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、予算の範囲内で補助する。	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）第2条に規定する原子力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村（当該施設の設置が行われている地	一の半期（4月1日から6月毎の期間をいう。）において、企業が電気事業者との電気需給契約に基づき支払った電気料金（消費税及び地方消費税相当額並びに遅収料金等を除く。）	定額	経済第69号様式 別に指示する様式		提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業立地課	実績報告は、要しない。 書類は、市町村長及び支庁長を経由すること。

点が整備法第3条第1項第2号に該当する場合に限る。)又は電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和49年政令第340号)第1条第1項第30号に規定するこれらの市町村に隣接する市町村のうち、次に掲げる要件を満たす市町村の区域内に立地し、それに伴う新たな雇用者数が7人以上となる企業立地を行う企業(事業を営む法人格を有する団体又は個人をいう。)

- (1) 当該市町村が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令で指定する市以外の市町村であること。
- (2) 当該市町村が工業再配置促進法(昭和47年法律第73号)第2条第1項に規定する移転促進地

	域をその区域に含む市町村以外の市町村であること。 (3) 当該市町村が工業集積度（工業再配置促進法施行令（昭和47年政令第383号）第3条第2項に規定する工業集積度をいう。）8未満の市町村であること。						
7 地域新産業創造活動事業 地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。			2分の1以内 （100万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 一般事業	次に掲げるものであって、北海道（札幌市を除く。）に本社等の所在地がある者 中小企業者（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第2条に規定する中小企業者をいう。） 中小企業団体	地域新産業創造活動事業のうち、一般事業に要する経費であって、次に掲げるもの (1) 派遣・招へい及び調査等旅費 (2) 講師等謝金 (3) 会場・機器使用料及び会場設営費 (4) 資材等購入費 (5) 機器購入費 (6) 外注加工費 (7) 印刷製本費 (8) 図書購入費 (9) 通信運搬費 (10) 調査・視察等営業車借上費 (11) 募集等広告宣伝費					

	（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体をいう。） 公益法人第34条の規定により設立された法人をいう。） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人をいう。） その他支庁長が特に認める者	(12) 参加負担金 (13) 調査等委託費及び講習会開催等外部委託費 (14) その他支庁長が特に認める経費					
(2) 特別対策事業	次に掲げるものであって、北海道に本社等の所在地がある者 中小企業団体 公益法人 その他支庁長が特に認める者	地域新産業創造活動事業のうち、特別対策事業に要する経費であって、次に掲げるもの (1) 派遣・招へい及び調査等旅費 (2) 講師等謝金 (3) 会場・機器使用料及び会場設営費 (4) 資材等購入費 (5) 機器購入費 (6) 外注加工費 (7) 印刷製本費 (8) 図書購入費 (9) 通信運搬費 (10) 調査・視察等営業車借上費 (11) 募集等広告宣伝費 (12) 参加負担金 (13) 調査等委託費及び講習会開催等外部委託費 (14) その他支庁長が特に認める経費					

8 地域産業集積活性化計画支援事業 中小企業の特中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野への進出を図るため、予算の範囲内で補助する。	(1) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。）第23条の規定による進出計画の承認を受けた中小企業者及び組合等であって、次のいずれかに該当するもの ア 地域産業集積活性化法第2条第5項第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者（当該中小企業者が他の企業、組合等、大学等高等教育研究機関又は試験研究機関と連携及び協力して事業を実施するものに限る。） イ 商工組合 ウ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会	次に掲げる事業に要する経費のうち、支庁長が必要かつ適当と認めるもの（地域産業集積活性化法第2条第5項第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者が行う事業については、情報提供事業及び指導事業を除く。） (1) 新商品・新技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材養成事業 (4) 新事業動向等調査事業 (5) 情報収集事業 (6) 情報提供事業 (7) 調査研究事業 (8) 指導事業	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
--	--	---	---------------	---	--	--	--

	エ 水産加工業 協同組合及び 水産加工業協 同組合連合会 オ 4 以上の中 小企業者であ って、共同し て地域産業集 積活性化法に 基づく進出計 画の承認を受 けたもの カ 4 以上の中 小企業者（2 分の1 以上が 地域産業集積 活性化法に基 づく進出計画 の承認を受け た中小企業者 であるものに 限る。）が協 力して事業を 行おうとする 場合であって 経済産業局長 が適当と認め たもの (2) 地域産業集積 活性化法第25条 の規定による進 出円滑化計画の 承認を受けた組 合等であって、 次のいずれかに 該当するもの ア 商工組合 イ 事業協同組						
--	---	--	--	--	--	--	--

	合及び協同組合連合会 ウ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 エ 社団法人であつて、当該社団法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が地域産業集積活性化法第2条第5項に規定する中小企業者であるもの							
9 関連機関支援強化事業 特定中小企業集積の活性化を支援するため、予算の範囲内で補助する。	地域産業集積活性化法第21条の規定による同意を受けた特定中小企業集積活性化計画に位置付けられた支援機関	特定中小企業集積活性化計画に記載された支援事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 支庁	
10 創造的中小企業技術開発事業 中小企業の技術開発の促進及び技術の改善を図るため、中小企業者が行う研究開発事業に対し、予算の範囲内で補助する。	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項の規定による認定を受けた研究開発等事業計画に基づき研究開発事業を行う中小企業者	研究開発事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 原材料費 (2) 構築物費 (3) 機械装置、工具器具費 (4) 外注加工費 (5) 技術指導受入費 (6) 直接人件費 (7) その他知事が特に必要と認める経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 経済部産業振興課	
11 地域産業支援センター整備事業 地域の企業活動を技術開	財団法人室蘭テクノセンター 社団法人北見工業	地域産業支援センター事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 相談コーディネート機能強化事業	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示する日	

	発からマーケティングなどの面まで幅広く支援するものとして、相談コーディネート機能、マーケティング機能、情報ネットワーク機能及び創業支援機能を備えた地域産業支援センターを整備する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	技術センター運営協会 財団法人函館地域産業振興財団 株式会社旭川産業高度化センター 財団法人十勝圏振興機構 財団法人釧路根室圏産業技術振興センター	(2) マーケティング機能強化事業 (3) 情報ネットワーク機能強化事業 (4) 創業支援機能強化事業 (5) 産業支援センター運営事業		共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第31号様式	提出先 経済部産業振興課	
12 中小企業経営革新支援対策事業	経済的環境に即応して中小企業が行う新たな取組による経営の向上を支援することにより、中小企業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第4条の規定による経営革新計画の承認を受けた中小企業、組合等	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 新商品・新技術開発事業 (2) 新商品・新技術の企業化に関する事業 (3) 販路開拓事業 (4) 人材養成事業	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	
13 小規模事業指導推進事業	小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業指導推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が経営指導員等を設置して経営改善普及事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第32号様式 経済第21号様式 経済第24号様式 経済第26号様式 経済第27号様式 別に指示する様式	経済第21号様式 経済第24号様式 経済第29号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	書類は、支庁長を経由すること。
14 指導体制強化対策事業	小規模事業者の振興と安定を図るため、指導体制強化対策事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が指導体制強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 専任事務局長設置費 (2) 記帳機械化促進事業費	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度とする。） 2分の1以内 （知事が別に定める額を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

15 地域中小企業支援センター事業 創業、経営革新等を支援するため、地域中小企業支援センター事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 北海道商工会連合会 北海道中小企業団体中央会	商工会等がコーディネーターを配置するなどして地域中小企業支援センター事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	
16 中心市街地等商店街整備事業 商店街における公共的な共同施設整備事業等に対し予算の範囲内で補助する。	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 商店街組合及びこれを会員とする商工組合連合会 地方公共団体が出資している法人 商工会及び商工会議所 市町村	1 商店街振興組合等が策定する中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)の認定を受けた高度化事業計画に基づき整備される施設又は設備であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費(土地の取得・造成費を除く。)及び中小小売商業者等の経営基盤の強化に寄与するものの建設又は取得に要する経費 2 商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法(平成10年法律第92号)の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画に基づき整備される施設又は設備であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費(土地の取得・造成費を除く。)並びに商店街・商業集積の活性化を図る事業に要する経費	2分の1以内 2分の1以内 ただし、事業主体が次に該当する場合は3分の2以内 (1) 認定構想推進事業者であり、かつ、認定中小小売商業高度化事業者である商工会及び商工会議所 (2) 認定構想推進事業者であり、かつ、認定中小小売商業高度化事業者である第	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

			三セクター で地方公共 団体の出資 又は拠出が 2分の1未 満のもの (3) 認定中小 小売商業高 度化事業者 であり、認 定構想推進 事業者と共 同で中小小 売商業高度 化事業を実 施する商店 街振興組合 連合会、協 同組合連合 会及び商工 組合連合会					
		3 中心市街地活性化法の認定を受けた 中小小売商業高度化事業計画に基づき 整備されるテナントミックスに資する 店舗等に対し、市町村が国の特認を受 けて補助する場合の市町村負担に要す る経費	2分の1以内					
17 商店街等活性化先進事業 商店街の活性化を図るた めの空き店舗活用対策事業 等に対し、予算の範囲内で 補助する。	商店街振興組合及 び商店街振興組合 連合会 事業協同組合、事 業協同小組合及び 協同組合連合会 商店街組合及びこ れを会員とする商 工組合連合会 地方公共団体が出 資している法人	1 空き店舗活用事業（先進的実験事 業） 空き店舗を活用したイベント等の先 進的実験事業に要する経費 2 駐車対策事業 駐車スペースの確保等消費者に利便 性を提供するために行う先進的実験事 業に要する経費 3 商店街等活性化事業 I T、高齢化対応その他の商店街の 活性化を図るために行う先進的実験事	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁		

	商工会及び商工会 議所等	業に要する経費					
18 地域食品加工技術センタ ー運営事業 オホーツク圏及び十勝圏 の食品加工技術力の高度化 を促進し、本道食品工業の 発展を図るため、道立地域 食品加工技術センターにお いて行う事業に要する経費 について、予算の範囲内で 補助する。	財団法人オホーツ ク地域振興機構 財団法人十勝圏振 興機構	財団法人オホーツク地域振興機構及び 財団法人十勝圏振興機構が道立地域食品 加工技術センターにおいて行う事業に要 する経費のうち、次に掲げるもの (1) 事業費 ア 維持運営費 イ 事務管理費 ウ 試験研究事業費 エ 技術指導事業費 オ 技術交流事業費 カ 情報提供事業費 キ 人材養成事業費 (2) 人件費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 経済部地 域産業課	
19 緊急地域雇用創出特別対 策推進事業 地域の緊急かつ臨時的な 雇用・就業機会の創出を図 ることを目的とし、予算の 範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合	緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創 出を図ることを目的として行う次の事業 の実施に必要な経費。ただし、建設及び 土木事業、当該事業の実施による直接的 利益を見込んだ事業、国の補助金又は道 の他の補助金の交付を受けている事業並 びに既存事業（実質的にそのように判断 されるものを含む。）の振替と判断され る事業を除く。 (1) 委託事業 (2) 直接実施事業	10分の10	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第60号様式 経済第61号様式 当該補助事業に 係る委託契約書 案の写し	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第60号様式 当該補助事業に 係る委託契約書 の写し 受託企業等から の実績報告書の 写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	
20 人材確保支援事業 新規成長分野企業の安定 経営を促進するため、即戦 力となる多様な人材確保の 機会を提供し、もって企業 の振興を図るとともに、求 職者の円滑な再就職を促進 し、雇用情勢の改善に資す ることを目的として予算の 範囲内で助成する。	次の各号のいずれ にも該当する事業 主 (1) 北海道内で事 業を営む雇用保 険法（昭和49年 法律第116号） 第5条に規定す る雇用保険の適 用事業の事業主 （国又は地方公	事業主が対象労働者に支払う1箇月間 の賃金	2分の1 （1月当たり10 万円（トライア ル雇用時におい て事業所設立5 年以内の事業主 は、15万円）を 限度とする。）	経済第62号様式 経済第63号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	実績報告は 要しない。

	共団体を除く。) (2) 「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」による新規成長6分野の業務において、公共職業安定所又は民間職業紹介機関（以下「職業安定機関」という。）に求人登録票を提出し、雇入れ日現在の満年齢が30歳以上45歳未満で、職業安定機関からの紹介を受けた、フルタイム就労の労働者（ただし、離職前の事業主に再び雇い入れられた者を除く。以下「対象労働者」という。）をトライアル雇用した事業主						
21 シルバー人材センター育成事業 シルバー人材センターの健全な育成を図ることにより、高年齢者の就業機会の拡大と福祉の増進に資するため、予算の範囲内で補助する。	静内町及び紋別市	市町がシルバー人材センターに対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 訪問開拓員の設置に要する経費 (2) 普及及び啓もうに要する経費	2分の1以内 (150万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部雇用対策課	
22 季節移動労働者援護事業	市町村	次に掲げる経費	10分の10以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

	季節移動労働者の援護を図るため、予算の範囲内で補助する。		(1) 地域相談指導員の設置及び活動に要する経費 (2) 安全就労推進集会の開催に要する経費 (3) 就労前の健康診断の実施に要する経費 (4) 留守家族訪問の実施に要する経費 (5) 季節移動労働者指導資料作成送付に要する経費		共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第32号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 経済第32号様式 経済第33号様式 別に指示する様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23	緊急地域雇用促進奨励事業 緊急地域雇用創出特別対策推進事業に係る委託事業において臨時・応急的に雇用された者の再就職の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	緊急地域雇用創出特別対策推進事業に係る委託事業を受託した事業主	緊急地域雇用創出特別対策推進事業に係る委託事業を受託し、臨時・応急的に雇用した者を、常用労働者又は実態として雇用期間の定めのない労働者として再雇用した場合における、当該雇用者に支払う雇入れ日以降6箇月間の賃金	定額	経済第47号様式 経済第50号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は要しないが、別途雇用状況報告が必要
24	地域雇用創出促進事業 複数市町村及び関係団体等で構成する協議会が実施する雇用対策の取組の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	複数市町村及び関係団体等で構成する協議会	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 地域雇用対策事業 (2) 地域雇用創出事業 (3) 地域建設業等対策事業	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
25	新規高卒未就業者能力開発支援事業 新規高卒未就業者の就職の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 平成15年3月に北海道内の高等学校を卒業した者であること。 (2) 公共職業安定所に引き続き求職登録をしている者であること。 (3) 平成15年4月以降に知事が別に指定する教育	知事が指定する教育訓練の受講に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 入学金 (2) 受講料(受講に必要な教科書代等を含む。)	2分の1以内 (10万円を限度とする。)	経済第68号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

	訓練を受講・修了し、資格検定試験に合格した者であること。							
26 市町村勤労者共済会育成事業 中小企業で働くパートタイム労働者の福利厚生の充実及び市町村勤労者共済会の事業の安定化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村（補助対象経費に係る市町村補助額が200万円未満であるものを除く。）がパートタイム労働者を加入対象とし共済事業を行う市町村勤労者共済会に対し補助する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 一般運営費 (3) パートタイム労働者対策費	2分の1以内（知事が別に定める額を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
27 ファミリーサポートセンター設置推進事業 仕事と育児又は介護を両立することができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援又は高齢者等に対する介護支援を行い、労働者の福祉増進及び児童や高齢者等の福祉向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	次に掲げる経費（報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに公課費に限る。） (1) ファミリーサポートセンターの運営に要する経費 (2) ファミリーサポートセンターの会員等に対する講習会等の開催及び連絡調整会議に要する経費 (3) 広報紙の発行に要する経費 (4) その他知事が必要と認める経費	平成15年3月31日までに補助事業を開始した市町村は、補助開始から5年目までにあっては補助対象経費の4分の1以内の額（上限額250万円）、6年目から10年目までにあっては補助対象経費の8分の1以内の額（上限額125万円） 平成15年4月1日以降に補助事業を開始した市町村は、補助対象経費の4分の1以内の額（上限額100万円）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副各1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働福祉課	書類は、支庁長を経由すること。	
28 パートタイム労働者退職金共済制度加入促進事業	中小企業事業主	パートタイム労働者を対象として、新規に中小企業退職金共済契約又は特定退	掛金月額に対する補助率等は次	共通第2号様式 共通第14号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示	実績報告は、要しない。	

パートタイム労働者の退職金制度の普及を図ることにより、パートタイム労働者の福祉の増進に資するため、予算の範囲内で補助する。	職金共済契約を締結する場合における退職金共済掛金（知事が別に定める期間に係るものに限る。）	の補助期間に応じた額 退職金共済契約の成立した日の属する月から起算して4月を経過する月から15月を経過する月までの期間 2分の1以内 （5,000円を限度とする。） ただし、掛金が5,000円未満の場合は、次に定める額 （1）2,000円未満 100分の65を乗じて得た額 （2）2,000円以上4,000円未満 100分の60を乗じて得た額に100円を加算した額 （3）4,000円以上5,000円未満 2,500円 退職金共済契約の成立した日の属する月から起算して16月を経過する月から63	共通第18号様式 共通第31号様式	する日 提出先支庁
--	--	--	------------------------------	----------------------

			月を経過する月 までの期間 4分の1以内 (5,000円を限 度とする。) 平成12年度以前 に補助の対象と なっていたもの 3分の1以内				
29 ワークシェアリング推進 モデル事業 雇用の創出を図るワーク シェアリングのモデル事業 を実施し、労働福祉の向上 と雇用情勢の改善を図るた め、予算の範囲内で奨励金 を支給する。			定額			提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 経済部労 政福祉課	実績報告は、 要しない。 書類は、支 庁長を経由す ること。
(1) 育児と仕事両立支援型 モデル奨励金	中小企業事業主	次に掲げる経費 (1) 育児休業取得者の代替要員を3箇 月以上雇用した場合における当該雇 用に要した経費（育児休業取得者の 代替要員に対し雇入れ日以降3箇月 間に支払う賃金に限る。） (2) 育児に係る短時間勤務の措置利用 者の代替要員を3箇月以上雇用した 場合における当該雇用に要した経費 （短時間勤務の措置利用者の代替要 員に対し雇入れ日以降3箇月間に支 払う賃金に限る。） (3) 育児休業又は短時間勤務の措置終 了後も代替要員を継続して雇用した 場合における当該雇用に要した経費 （代替要員の継続雇用後2箇月間に 支払う賃金に限る。）		経済第64号様式 経済第66号様式			
(2) 労働時間短縮促進型モ デル奨励金	常時使用する労働 者の数が1人以上 9人以下の商業、	週所定労働時間を1時間以上短縮する ために新たに労働者を雇い入れ、6箇月 以上雇用した場合における当該雇用に要		経済第65号様式 経済第67号様式			

		映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場の事業主	した経費（新たに雇用した労働者の雇入れ日以後6箇月間に支払う賃金に限る。）						
30	事業内職業訓練事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。		集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当 (2) 建物の借上料及び維持費 (3) 機械器具等の設備費 (4) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 (5) 教科書その他教材費 (6) 先端技術に関する訓練に要する経費 (7) 管理運営に要する経費のうち、特に必要と認める経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 経済第34号様式 経済第35号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 経済第36号様式 経済第37号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
	(1) 長期訓練実施事業	認定職業訓練（普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練に限る。）を行う中小企業事業主等							
	(2) 短期訓練実施事業	認定職業訓練（短期課程の普通職業訓練及び専門短期課程の高度職業訓練に限る。）を行う中小企業事業主等							
31	事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実に向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 職業訓練実施団体	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の整備に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第41号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		

				経済第38号様式 経済第40号様式 別に指示する様式			
32 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。	社団法人留萌地域人材開発センター運営協会 社団法人遠紋地域人材開発センター運営協会 職業訓練法人岩内地域人材開発センター運営協会 社団法人日高地域人材開発センター運営協会 社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会 社団法人富良野地域人材開発センター運営協会 社団法人檜山地域人材開発センター運営協会 社団法人美唄地域人材開発センター運営協会	地域人材開発センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 維持運営費 (2) 事業費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部人材育成課	
33 イベント推進事業 北海道観光の振興と北海道経済の活性化に寄与するため、観光客を誘致することを主な目的として開催する大規模イベントに対し、予算の範囲内で補助する。	大規模イベントを主催する実行委員会等	大規模イベント開催事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 設営及び催事実施に要する経費 (2) 広報宣伝に要する経費 (3) その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内 (300万円を超え、1,000万円以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。)	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	

北海道告示第547号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(農政部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 農業・農村に対する道民の理解の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 草の根交流促進事業	農業者が組織する団体 支庁長が適当と認める団体	農業者が組織する団体又は支庁長が適当と認める団体が草の根交流促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 農業・農村応援団づくり促進事業	主たる構成員が農業者以外の団体 学校又は市町村教育委員会（以下「教育関係機関」という。） 知事又は支庁長が適当と認める団体	主たる構成員が農業者以外の団体、教育関係機関又は知事若しくは支庁長が適当と認める団体が農業・農村応援団づくり促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (事業が2つ以上の支庁の所管区域にわたる場合にあつては、農政部農業企画室)	
(3) コンセンサスづくり活動推進事業	知事が適当と認める団体	知事が適当と認める団体がコンセンサスづくり活動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	

					共通第32号様式 農政第3号様式 別に指示する様式		提出先 農政部農業企画室	
2 農業・農村チャレンジ21 推進事業（新農業・農村創造地域活動促進事業） 地域の農業者等が取り組む地域農業のシステム化や新たな産業おこしを進めるための地域活動を支援し農業・農村の構造改革を促進するため、予算の範囲内で補助する。	営農集団 農業協同組合 支庁長が適当と認める団体	農業改良普及センターと地域の農業者、農協、市町村等とが共同で取りまとめる農業・農村の構造改革の推進方向に沿った、次に掲げる取組の実施に必要な機械・施設の整備等に要する経費 (1) 地域農業のシステム化 通年農業経営の確立、高齢者、農村女性、都市住民等による営農の展開、農作業の受委託、大規模な農業の協業化、集落単位の農業経営の確立、新規就農者の確保育成などの地域農業のシステム化の取組 (2) 農村新産業の創造 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開などの農村における新たな産業おこしの取組	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第44号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第44号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
3 肥料低コスト化推進事業 肥料費の低コスト化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会	市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が肥料低コスト化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第47号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
4 特定農産加工業体質強化事業 農産物の自由化等の影響を被る特定農産加工業者の	特定農産加工業者 特定農産加工業者を直接又は間接の構成員とする特定	特定農産加工業者等が国民金融公庫、中小企業金融公庫又は系統金融機関等から特定農産加工資金を借り入れた場合における借入平均残高に別記1に掲げる年	10分の10以内	農政第33号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部道	実績報告は、要しない。	

	体質強化に必要な特定農産加工資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	事業協同組合等 関連農産加工業者 関連農産加工業者 を直接又は間接の 構成員とする関連 事業協同組合等 承認事業提携計画 に基づき設立され た法人	率を乗じて得た額				産食品安全室	
5	クリーン農業総合推進事業 クリーン農業の生産面から流通、消費にわたる情報の収集、提供等の指導・啓発活動などを通じ、生産者等の取組を支援するとともに、消費者等の理解を得ることにより、クリーン農業の総合的な推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道クリーン農業推進協議会 市町村 農業協同組合 営農集団 支庁長が適当と認める団体	1 北海道クリーン農業推進協議会がクリーン農業推進協議会運営事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 市町村、農業協同組合、営農集団若しくは支庁長が適当と認める団体がクリーン農業産地拡大事業を行う場合又は市町村がクリーン農業産地拡大事業を行う農業協同組合、営農集団若しくは支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第89号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第89号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道クリーン農業推進協議会にあっては、農政部道産食品安全室)	
6	農業生産資材廃棄物処理適正化事業 農業用廃プラスチックのリサイクルを推進し、快適な農村環境づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。							
(1)	廃プラリサイクル推進事業	北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が廃プラリサイクル推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第121号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部道産食品安全室	

(2) 地域リサイクル活動強化事業	知事が適当と認める団体	知事が適当と認める団体が地域リサイクル活動強化事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第121号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(3) 廃プラ減量化推進事業	市町村 農業協同組合 知事が適当と認める団体	市町村が廃プラ減量化推進事業を行う場合又は市町村が廃プラ減量化推進事業を行う農業協同組合若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第121号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
7 地域農業プラン推進事業 地域農業構造の確立に向けた計画の策定及び推進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 市町村段階事業	市町村	市町村が地域農業構造改革緊急対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 農業団体段階事業	北海道農業協同組合中央会	北海道農業協同組合中央会が地域農業構造改革緊急対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課	

8 地籍活用GIS推進事業 地籍調査の成果を活用したGIS（地理情報システム）の整備を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地籍活用GIS推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) システム構築費 (2) データ整備費	4分の3以内 3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第43号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第43号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
9 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から被害農林漁業者に融通された経営資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	別記2のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
10 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から被害農林漁業者に融通された経営資金につき当該融資機関との契約により損失補償を行う場合における当該損失補償に要する経費	市町村が交付する当該損失補償費の100分の80に相当する額と当該損失補償の対象となった融資機関ごとの貸付金総額の100分の40に相当する額のいずれか低い額	共通第12号様式 共通第13号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農業経済課	1 書類は支庁長を経由すること。 2 実績報告は、要しない。
11 酪農経営負債整理資金利子補給事業 負債を有する酪農家の経営の安定に必要な負債整理資金の融通を円滑にし、酪農経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農家に融通された酪農経営負債整理資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.7パーセントの割合で計算した額以内	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
12 農業経営基盤強化資金利子補給事業 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を	市町村	市町村が農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記3のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

図るため、予算の範囲内で補助する。							
13 農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子助成事業 農業経営の改善を推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るのに必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業者	農業者が農家負担軽減支援特別対策に係る自作農維持資金の償還円滑化資金及び再建整備資金を借り入れた場合における当該融資残高につき次の割合で計算した額 (1) 平成7年度及び平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.5パーセント (2) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.65パーセント (3) 平成10年度に貸し付けられたものにあつては、年1.2パーセント (4) 平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.8パーセント (5) 平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.75パーセント	10分の10	農政第86号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	1 農業者に代わって融資機関が申請する場合には、委任状を添付すること。 2 実績報告は、要しない。
14 21世紀農業フロンティア融資事業（利子助成事業） 新たに農業を開始する新規参入者及び入植者の確保・育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀農業フロンティア融資事業（利子助成事業）により農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記4のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
15 次世代農業者支援融資事業（利子助成事業） 農業経営継承者の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が次世代農業者支援融資事業関連資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記5のとおり	共通第18号様式 農政第26号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
16 有珠山噴火農業災害融資事業 有珠山の火山活動により被害を受けた農業者の経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が有珠山噴火農業災害融資事業により自作農維持資金（災害）及び農林漁業施設資金（災害復旧施設）を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

			(1) 年1.9パーセント資金及び2.0パーセント資金にあっては、年0.65パーセント (2) 年2.1パーセント資金にあっては、年0.7パーセント				
17 農業災害補償事業 農業災害補償事業の健全な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業共済組合 農業共済組合連合会	市町村、農業共済組合又は農業共済組合連合会が農業災害補償事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業共済事業事務費 (2) 農業共済事業特別事務費 (3) 農業共済事業運営基盤強化対策費	定額 10分の10以内 10分の10以内	市町村及び農業共済組合に係る場合 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第18号様式 別に指示する様式 農業共済組合連合会に係る場合 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第20号様式 別に指示する様式	市町村及び農業共済組合に係る場合 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第18号様式 農業共済組合連合会に係る場合 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第20号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 支庁 (2以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合にあっては主たる事務所の所在地を所管区域とする支庁、農業共済組合連合会にあっては農政部農業経済課)

18 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の活性化構想の策定並びに土地改良区の統合整備及び土地改良施設の管理再編整備を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区	土地改良区が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式 式その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
19 土地改良施設維持管理適正化団地化対策事業 生産調整の実施に伴う土地改良施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は農業協同組合が一定率以上の作物作付けの団地化に伴い土地改良施設の整備補修を行う場合における当該整備補修に要する経費（別記6に掲げる事業費の20パーセント相当額を限度とする。）	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
20 土地改良施設修繕保全事業 土地改良施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は知事が適当と認める者が土地改良施設修繕保全事業を行う場合における当該事業に要する次の経費 (1) 基幹水利施設に係る管理設備の修繕 (2) 基幹水利施設の保全	事業費 3分の2 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式 式その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 式その1 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 式その2 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
21 国営造成施設管理体制整備促進事業 国営造成施設の操作技術の習熟、操作体制の整備及び管理体制の整備に係る地域の取組の促進並びに管理台帳に係る業務の省力化等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合	1 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業の実施期間中に当該事業に係る工事が完了した基幹水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設に係る操作業務に関する技術の習得及び操作体制の整備に要する経費 2 市町村が国営造成施設若しくはこれと一体不可分な道営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合を対象として行う次に掲げる事業に要する	事業費 100分の85 事務費 100分の50以内 100分の75 ((2)の補助に係る 附帯事務費に あっては、100	共通第20号様式 別に指示する様式 1の経費に係る場合 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 式その1	共通第31号様式 1の経費に係る場合 農政第101号様式 式その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 式その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		経費（市町村が ⁽²⁾ の事業を行う土地改良区又は土地改良区連合に対して補助する場合においては、当該補助に要する経費及び附帯事務費） (1) 管理体制整備の推進活動に関する事業 (2) 管理体制の整備・強化に関する事業	分の50以内)	2の経費に係る場合 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	2の経費に係る場合 共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 農政第112号様式その2		
22 基幹水利施設管理事業 基幹水利施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が基幹水利施設管理事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の60 事務費 100分の50以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23 農村パートナーシップ意識啓発推進事業 農業・農村における女性と男性とのパートナーシップの確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村パートナーシップ意識啓発推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第22号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
24 先進的女性農業経営者育成事業 出産・育児期の女性農業者の経営参画環境の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が先進的女性農業経営者育成事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第46号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
25 地域農業経営支援プラットフォーム構築事業 地域における経営支援プラットフォームを構築する観点から、市町村又は農業協同組合を実施主体として各種診断機材等の整備を図り、地域における技術支援の拠点としての機能を強化し、意欲と能力のある農業	市町村	市町村が地域農業経営支援プラットフォーム構築事業を行う場合又は市町村が地域農業経営支援プラットフォーム構築事業を行う農業協同組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第96号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

者の育成・確保に資するため、予算の範囲内で補助する。							
26 地域担い手対策団体活動推進事業 北海道農業士及び北海道指導農業士の資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業士協会 北海道指導農業士協会	1 北海道農業士協会が北海道農業士研修事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 北海道指導農業士協会が北海道指導農業士研修事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額 定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農業改良課	
27 地域就農促進対策事業 地域における新規就農の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地域就農促進対策事業を行う場合又は市町村が地域就農促進対策事業を行う農業協同組合若しくは支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第23号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第23号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
28 病害虫防除対策事業 ナシ枝枯細菌病の再発防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業者の組織する団体	市町村、農業協同組合又は農業者の組織する団体が病害虫防除対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第31号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
29 エゾシカ被害防止緊急対策事業 エゾシカの農地への侵入を防止する侵入防止柵の設置を推進することにより被害を軽減し、農業経営の安定に資するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がエゾシカ被害防止緊急対策事業を行う場合又は市町村がエゾシカ被害防止緊急対策事業を行う農業協同組合、農業者の組織する団体若しくは支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	別記7のとおり	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農業生産総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式 畜産振興総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式 農業生産総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式 畜産振興総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農業生産総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式 畜産振興総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第6号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

				る場合にあっては、農政第8号様式 新山村振興等農林漁業特別対策事業で実施する場合にあっては、農政第92号様式別に指示する様式	は、農政第8号様式 新山村振興等農林漁業特別対策事業で実施する場合にあっては、農政第92号様式		
30 小規模長期リース農場整備モデル事業 新規就農希望者のスムーズな就農と経営の早期安定化を実現する新たな就農支援システムの確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が小規模長期リース農場整備モデル事業を行う場合又は市町村が小規模長期リース農場整備モデル事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内 （100万円を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第11号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第11号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
31 地域就農環境整備促進モデル事業 次代の本道農業を担う意欲と能力のある農業者の育成・確保を目的として、新規就農を希望する者に対する農業教育や実践的研修の体制をモデル的に整備することにより、新規就農希望者を円滑に受け入れる地域システムの普及を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地域就農環境整備促進モデル事業を行う場合又は市町村が地域就農環境整備促進モデル事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （1）農業技能訓練体制整備に要する経費 （2）新規就農者等受入環境整備に要する経費	2分の1以内 （400万円を限度とする。） 3分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第49号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第49号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
32 農村環境計画策定事業 環境に配慮した農業農村	市町村	市町村が農村環境計画を策定する場合における当該策定に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式	共通第2号様式 共通第18号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示	

整備の推進を図るための農村環境計画の策定について、予算の範囲内で補助する。				共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その3	する日 提出先 支庁	
33 経営構造対策推進事業 望ましい農業構造の確立を図るために必要な計画の策定等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等 北海道農業構造改善推進協議会	1 市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会等が経営構造対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 北海道農業構造改善推進協議会が経営構造対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 指導推進会議費 ア 経営構造コンダクター設置費 イ 指導推進費 (2) 合意形成支援活動費 (3) 情報の収集・提供活動費 (4) 市町村マネジメント組織の活動状況調査費 (5) 経営確立指導調査費 (6) 対象事業の点検評価・指導費 (7) 調査研究活動費	2分の1以内 2分の1以内 ただし、(1)のイ、 (2)、(3)、(5)及び (6)については、 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第34号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合を除く。) 農政第35号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合に限る。) 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第34号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合を除く。) 農政第35号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合に限る。)	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道農業構造改善推進協議会にあっては、農政部農村振興課)	
34 経営構造対策事業 効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等	1 市町村が経営構造対策事業の実施に関する指導推進を行う場合における当該指導推進に要する経費 2 市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等が経営構造対策事業を行う場合又は市町村が経営構造対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営構造整備事業費 ア 土地基盤整備事業費 イ 経営体質強化施設整備事業費 ウ 経営多角化等施設整備事業費	2分の1以内 2分の1以内 (別記8に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第36号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部農村振興課)	

		エ 特認事業費 (2) 経営構造整備附帯事業費						
35 経営支援情報化施設整備事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等	市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等が経営支援情報化施設整備事業を行う場合又は市町村が経営支援情報化施設整備事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 高度情報化拠点施設整備事業費 (2) I T アグリビジネス育成支援事業費 (3) 経営支援情報化施設整備附帯事業費	3 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第36号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2 以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部農村振興課)		
36 アグリ・チャレンジャー支援事業 アグリビジネスへの経営展開を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等	市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等がアグリ・チャレンジャー支援事業を行う場合又は市町村がアグリ・チャレンジャー支援事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) ビジネス・スタート支援施設整備事業費 ア アグリビジネス土地基盤整備事業費 イ アグリビジネス実践施設整備事業費 ウ アグリビジネス生産体制強化施設整備事業費 (2) ビジネス・スタート支援施設整備附帯事業費	2 分の 1 以内 (別記 9 に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第36号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2 以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部農村振興課)		
37 新山村振興等農林漁業特別対策事業 地域の個性を活かした多	市町村	1 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施の指導等を行う場合における当該指導等に要する経費	2 分の 1 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第92号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日		

様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境の保全、地域の担い手の確保等による山村等中山間地域の振興を一層促進するため、予算の範囲内で補助する。		2 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う場合又は市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 山村振興等地域連携推進事業費 (2) 農林漁業振興事業費 (3) 就業所得機会創出事業費 (4) 山村・都市交流促進事業費 (5) 自然景観保全推進事業費 (6) 定住促進生活環境整備事業費 (7) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業費 (8) 特認事業費	2 分の 1 以内 (別記10に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	農政第92号様式別に指示する様式		提出先 支庁	
38 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ系住民居住地区の農林漁家の経営安定と所得水準の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 農林業生産基盤整備事業費 (2) 農林漁業経営近代化施設整備事業費 (3) 特認事業費	3 分の 2 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第62号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
39 就業機会創出支援事業 農村地域の就業環境の整備と就業機会の創出を図る取組等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が就業機会創出支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 就業環境整備支援活動の実施に要する経費 (2) 地域資源利活用支援活動の実施に要する経費 (3) 工業等導入促進支援活動の実施に要する経費	2 分の 1 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第32号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第32号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
40 中山間地域等直接支払交付金等交付事業				農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示	1 変更承認申請書は、

中山間地域等直接支払制度の的確かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出先	する日	農政第137号様式によること。
(1) 中山間地域等直接支払交付金事業	市町村	市町村が中山間地域等直接支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額					2 中止（廃止）承認申請書は、農政第138号様式によること。
(2) 中山間地域等直接支払推進事業	市町村	市町村が中山間地域等直接支払推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 推進事務に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	2分の1以内					3 執行遅延（不能）報告書は、農政第139号様式によること。 4 概算払申請書は、農政第140号様式によること。
41 都市農業支援総合対策事業 生産者のみならず、都市住民も参加した農業のビジョンづくり等を通じ、都市農業を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が都市農業支援総合対策事業を行う場合又は市町村が都市農業支援総合対策事業を行う農業協同組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第65号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第65号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 支庁	
42 農村振興整備支援事業 農村振興総合整備事業等の個別地区を対象に、地域住民の主体的な参画による活力と個性ある地域づくりを推進する活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村振興整備支援事業（地区支援事業）を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 住民参加による施設の整備・維持管理・利活用の体制整備に要する経費 (2) 住民参加による地域づくりの啓発普及に要する経費 (3) 住民参加による簡易な整備に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第63号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第63号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 支庁	

		(4) 新しい農村集落形成に対する支援に要する経費					
43 農村振興総合整備事業 地域住民を始めとする多様な関係機関等の参加連携により、農地や農業用水、自然・景観、歴史・文化等の地域資源を活用した活力と個性ある地域づくりを進める観点から、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施し、農村の総合的な振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認めるものが農村振興総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 農村交流基盤整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあつては、100分の51) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式(農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
44 農業集落排水事業 農業集落における汚水等を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する団体であつて知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体であつて知事が適当と認めるものが農業集落排水事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第101号様式その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
45 農村振興地理情報システムデータ整備事業 図化縮尺2,500分の1デジタルオルソ画像をベースに農地・農業用施設及び生活環境施設等の諸データをデータベース化し、さらにGIS(地理情報システム)	市町村	市町村が農村振興地理情報システムデータ整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式その1	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式から農政第108号様式まで 農政第111号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

ム)の活用により、農業・農村の振興に必要な幅広い施策の展開の基礎資料とするため、予算の範囲内で補助する。					農政第112号様式その1		
46 むらづくり総合整備事業 地域が主体となった個性あるむらづくりを推進するため、資源循環、生活雑排水処理、集落機能の強化などの課題に対して総合的な事業の実施を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がむらづくり総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあつては、100分の51) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式 (農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
47 担い手育成草地流動化促進事業 担い手育成草地整備改良事業の実施を契機として、担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性草地流動化事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第70号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第70号様式 農政第108号様式 農政第112号様式その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
48 草地開発整備事業 草地開発整備事業を行い、農業経営の規模を拡大することによって農業構造の改善及び畜産の振興を図るため、予算の範囲内で補助す				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を	共通第29号様式 共通第31号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

る。				除く。） 別に指示する様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式			
(1) 草地畜産基盤整備事業	市町村 一部事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 生産森林組合 財団法人北海道農業開発公社 知事が適当と認める団体	市町村、一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、財団法人北海道農業開発公社又は知事が適当と認める団体が草地畜産基盤整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 団体営草地開発整備事業費 (1) 基本施設整備事業費 (2) 利用施設整備事業費 (3) 湿地牧野改良事業費	100分の50以内 （農用地開発事業実施要綱第5の4の(2)のイの(Ⅰ)のCの(a)のiiiの要件で採択された地区にあっては、100分の45以内） 100分の45以内 （牧場用機械施設整備にあっては3分の1以内、家畜保護施設整備及び牧場用機械施設整備について事業実施地区が別記11のいずれかに該当する場合の家畜排せつ物処理機械施設にあっては100分の50以内） 100分の55以内 （市町村が補助	農政第71号様式	農政第71号様式		

		(4) 土地利用円滑化事業費 (5) 附帯事務費 2 農業公社牧場設置事業費 (1) 基本施設整備事業費 (2) 利用施設整備事業費	対象者である場合にあっては、 100分の50以内) 100分の45以内 100分の50以内 100分の50以内 100分の45以内 （牧場用機械施設整備にあっては3分の1以内、家畜保護施設整備及び牧場用機械施設整備について事業実施地区が別記11のいずれかに該当する場合の家畜排せつ物処理機械施設にあっては100分の50以内） 100分の50以内					
(2) 畜産基盤再編総合整備事業	市町村 財団法人北海道農業開発公社	1 市町村が畜産基盤再編総合整備事業の実施に関する協議等を行う場合における事務費 2 財団法人北海道農業開発公社が畜産基盤再編総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 基本施設整備事業費 (2) 農業用施設整備事業費 (3) 農機具等導入事業費 (4) 土地利用円滑化事業費 (5) 附帯事務費	100分の50以内 100分の50以内	農政第71号様式	農政第71号様式			
49 地域用水機能増進事業 地域用水機能を維持・増進するための諸活動や組織	市町村 土地改良区 土地改良区連合	市町村、土地改良区又は土地改良区連合が、地域用水機能増進事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の75 事務費	共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町	共通第31号様式 農政第101号様式その3	提出部数 提出期限	1部 別に指示する日	

化への取組を支援するため、 予算の範囲内で補助する。			100分の50	村である場合を除く。） 農政第101号様式その3 別に指示する様式	農政第105号様式から農政第108号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出先 支庁	
50 小規模土地改良事業 散在する小規模農用地の 整備及び農用地等の高度利用を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が小規模土地改良事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 生産基盤事業費 (2) 防災保全事業費 (3) 特認事業費	事業費 100分の50以内 (生産基盤事業の中の区画整理にあっては、100分の45以内) ただし、400万円を限度とする。	共通第20号様式 農政第101号様式その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
51 基盤整備促進事業 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が基盤整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費		共通第20号様式 農政第101号様式その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 基盤整備事業		農業用排水施設、農道、暗きょ排水、客土若しくは区画整理のいずれかを行う事業又は当該事業と次に掲げるものとを併せ行う事業に要する経費 (1) 農業用排水施設 ア 農業用排水施設	事業費 別記12に掲げ		農業用排水施設（安全施設整備を除く。）又は区画整理に係る事業を含む場合にあっては、農政第104号様式		

				る当該事業ごとに掲げる率 事務費 100分の50 事業費 100分の50 (別記13に掲げる事業にあっては、100分の55) 事務費 100分の50 事業費 別記12に掲げる当該事業ごとに掲げる率 事務費 100分の50 事業費 別記12に掲げる当該事業ごとに掲げる率 事務費 100分の50 事業費 100分の51 (別記13に掲げる事業にあっては、100分の56) 事務費 100分の50 事業費 100分の51 (別記13に掲げる事業にあっては、100分の56) 事務費 100分の50	式			
		イ 安全施設整備						
		(2) 農道						
		(3) 暗きょ排水						
		(4) 客土						
		(5) 区画整理						
(2) 農用地等集団化事業		農用地等の集団化事業の一環として行						

			次に掲げる事業に要する経費 (1) 交換分合 (2) 経営体育成促進換地等調整 (3) 交換分合附帯農道等整備	事業費 別記12に掲げる当該事業ごとに掲げる率 事務費（交換分合に係るものを除く。） 100分の50				
52 農地・農業用施設災害復旧事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が農地又は農業用施設の災害復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費	別記14のとおり	共通第20号様式 農政第102号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第102号様式 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
53 米消費拡大総合対策事業 米の地位を見直し、その消費の拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1) 広域米消費拡大推進事業	北海道・米消費拡大推進協議会	北海道・米消費拡大推進協議会が広域米消費拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式 農政第152号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農産園芸課		
(2) 米飯学校給食環境整備等支援事業	市町村	市町村が米飯学校給食環境整備等支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	3分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日		

					共通第20号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	農政第152号様式	提出先 支庁	
54	生産振興総合対策事業 国内農業生産の維持及び増大並びに農業の自然循環機能の維持及び増進を目的として、耕種部門と畜産部門の連携強化により、生産・流通等に係る課題の解決、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農畜産物の供給体制の確立、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機資源の適正処理・循環利用の促進等に必要な総合的な生産対策を実施するため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第6号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第6号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2以上の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部道産食品安全室、農業改良課、農産園芸課、又は酪農畜産課)	
(1)	農業生産総合対策事業	市町村 農業協同組合 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 公社 営農集団 知事が適当と認める団体	市町村若しくは知事が適当と認める団体が農業生産総合対策事業を行う場合又は市町村が農業生産総合対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業費 (2) 農産物安全確保対策事業費	2分の1以内 2分の1以内 (小規模公害防除特別対策については、5.5/10)				

		(3) 農業生産総合対策条件整備事業費	以内) 2分の1以内 (別記15に掲げ る場合について は、それぞれに 掲げる補助率と する。)				
(2) 畜産振興総合対策事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合 会 公社 営農集団 知事が適当と認め る団体	市町村若しくは知事が適当と認める団 体が畜産振興総合対策事業を行う場合又 は市町村が畜産振興総合対策事業を行う 農業協同組合等に対し当該事業費を補助 する場合における当該事業に要する経費 又は当該補助の対象となる経費のうち、 次に掲げるもの (1) 農場リース円滑化推進事業費 (2) 肉用牛生産効率化対策事業費 (3) 地域酪農協業法人育成対策事業費 (4) 新生産システム実践施設整備事業 費 (5) 飼料対策事業費 (6) 自給飼料利用促進事業費 (7) 酪農経営ゆとり創出推進事業費 (8) めん羊等振興対策事業費 (9) 市町村推進指導事業費	2分の1以内 2分の1以内 (農機具格納庫 及びこれに附帯 する施設は、10 分の4以内) 2分の1以内 (農機具格納庫 及びこれに附帯 する施設は、10 分の4以内) 2分の1以内 (農機具格納庫 及びこれに附帯 する施設は、10 分の4以内) 2分の1以内 (推進事務費に ついては、定 額) 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内				

	(3) 耕畜連携・資源循環総合対策事業	市町村 農業協同組合 土地改良区 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 公社 営農集団 知事が適当と認める団体	市町村若しくは知事が適当と認める団体が耕畜連携・資源循環総合対策事業を行う場合又は市町村が耕畜連携・資源循環総合対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 資源循環型農業・食品産業総合支援事業費 (2) 耕種作物活用型飼料増産対策事業費 (3) 総合コントラクター育成対策事業費	2分の1以内 (別記16に掲げる場合については、それぞれに掲げる補助率とする。) 2分の1以内 2分の1以内					
55	輸入急増農産物対応特別対策事業 野菜の輸入急増に伴い、産地の構造改革を進め、国際競争力のある野菜産地を育成するとともに、産地改革計画の策定及びその実現に向けた生産・流通対策を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 公社 営農集団 社団法人北海道青果物価格安定基金協会 知事が適当と認める団体	市町村若しくは知事が適当と認める団体が輸入急増農産物対応特別対策事業を行う場合又は市町村が輸入急増農産物対応特別対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 野菜産地強化特別対策推進事業費 (2) 野菜消費改革特別対策推進事業費 (3) 野菜産地強化特別対策条件整備事業費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2以上の所管区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部農産園芸課)		
56	水田地域振興作物定着促進事業 地域振興作物の導入・定着により、活力ある安定した水田農業の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水田地域振興作物定着促進事業を行う場合又は市町村が水田地域振興作物定着促進事業を行う農業協同組合若しくは農業者が組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第94号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第94号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		

57 水田作付体系転換緊急推進事業 平成15年度において米の生産調整の拡大が行われる中で、条件不利地域においても取組可能な作物転換により確実な生産調整の実施を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 知事が適当と認める団体	市町村若しくは知事が適当と認める団体が水田作付体系転換緊急推進事業を行う場合又は市町村が水田作付体系転換緊急推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助対象となる経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
58 大家畜経営体質強化資金 利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の体質強化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営体質強化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 昭和63年度に貸し付けられたものにあつては、年0.52パーセント (2) 平成元年度に貸し付けられたものにあつては、年0.53パーセント (3) 平成2年度及び平成3年度に貸し付けられたものにあつては、年0.68パーセント (4) 平成4年	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

			度に貸し付けられたものにあつては、年0.51パーセント				
59 大家畜経営活性化資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 平成5年度及び平成6年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント (2) 平成7年度に貸し付けられたものにあつては、年0.154パーセント (3) 平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.158パーセント (4) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.116パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

			(5) 平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.107パーセント (6) 平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.112パーセント				
60 養豚経営活性化資金利子補給事業 養豚経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 平成5年度及び平成6年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント (2) 平成7年度に貸し付けられたものにあつては、年0.154パーセント (3) 平成8年度に貸し付けられたもの	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

			のにあつては、年0.158パーセント (4) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.116パーセント (5) 平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.107パーセント (6) 平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.112パーセント				
61 大家畜経営改善支援資金 利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善支援に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 する日 支庁	実績報告は、 要しない。
62 養豚経営改善支援資金利子補給事業 養豚経営の経営改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセ	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 する日 支庁	実績報告は、 要しない。

			ントで計算した額以内				
63 大家畜経営維持資金利子補給事業 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生により経済的に影響を受けた酪農経営及び肉用牛経営の維持に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農及び肉用牛経営を行う農家に融通された次に掲げる資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費 (1) 大家畜経営維持資金 (2) ＢＳＥ対応畜産経営安定資金	市町村が交付する当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年1.01パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
64 農場経営再開支援特別対策事業 ＢＳＥ（牛海綿状脳症）患畜発生農家の円滑な経営再開を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 農場経営再開支援事業	市町村	市町村が農場経営再開支援事業を行う場合における当該補助の対象となる経費	2分の1以内 （別に定める基準による額を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 農場経営再開円滑化事業	市町村 農業協同組合	市町村又は農業協同組合が農場経営再開円滑化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 代替牛の馴致等に必要な一時隔離施設（仮設）の整備に要する経費 (2) 代替牛の事故率低減に必要な既存施設の補改修等に要する経費	3分の2以内 （200万円を限度とする。） 2分の1以内 （200万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （一時隔離施設（仮設）の整備に係る場合（申請者が市町村である場合を除く。）） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

別記 1

融 資 機 関	年 率
1 融資機関が農業協同組合の場合	
ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合 2.60%
	平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 2.70%
	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合 3.05%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 2.90%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 2.65%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 2.60%
	平成4年12月2日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 2.35%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合 1.95%
イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	平成2年4月27日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 1.20%
	平成2年12月11日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 1.55%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 1.30%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 1.50%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合 1.45%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 1.80%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合 1.50%
2 融資機関が農業協同組合連合会等の場合	
ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合 1.75%

	平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 1.90%
	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合 2.20%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 1.90%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 1.70%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 1.60%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合 1.25%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 0.95%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合 0.65%
イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合 0.35%
	平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 0.40%
	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合 0.70%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 0.55%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 0.35%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 0.50%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合 0.35%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 0.40%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合 0.20%

別記 2

- 1 平成10年豪雨等による天災に係る資金
年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子補給費の4分の3に相当する額と融資機関ごとの当該利子補給の対象となった融資残高につき年0.9パーセントの割合で計算した額のいずれか低い額
別記3

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0パーセント資金にあつては、年0.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあつては、年0.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあつては、年0.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあつては、年0.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあつては、年0.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあつては、年0.365パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあつては、年0.4パーセント

2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金

- (1) 年1.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (2) 年1.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (3) 年1.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (4) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (6) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (7) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (8) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (9) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (10) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (11) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年

0.15パーセント

- (12) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (13) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (14) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (15) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (16) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (17) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (18) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (19) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (20) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (21) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (22) 年1.3パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (23) 年1.3パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (24) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (25) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (26) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (27) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (28) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.135パーセント

- (29) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (30) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (31) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (32) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (33) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (34) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (35) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (36) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (37) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (38) 年1.0パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (39) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (40) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (41) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (42) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (43) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (44) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (45) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (46) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、

年0.16パーセント

別記4

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0パーセント資金にあつては、年1.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあつては、年1.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあつては、年1.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあつては、年1.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあつては、年1.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあつては、年1.065パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあつては、年0.9パーセント

2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金

- (1) 年1.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント）にあつては、年1.135パーセント
- (2) 年1.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年1.135パーセント
- (3) 年1.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年1.15パーセント
- (4) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年1.15パーセント
- (5) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年1.135パーセント
- (6) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年1.16パーセント
- (7) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年1.11パーセント
- (8) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年1.1パーセント
- (9) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年1.085パーセント
- (10) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年1.06パーセント
- (11) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年1.05パーセント

- (12) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年1.035パーセント
- (13) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年1.01パーセント
- (14) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年1.0パーセント
- (15) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.985パーセント
- (16) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.975パーセント
- (17) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.935パーセント
- (18) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.925パーセント
- (19) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.91パーセント
- (20) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.9パーセント
- (21) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.885パーセント
- (22) 年1.3パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.885パーセント
- (23) 年1.3パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.85パーセント
- (24) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.835パーセント
- (25) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.825パーセント
- (26) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.81パーセント
- (27) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.8パーセント
- (28) 年1.25パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.785パーセント
- (29) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、

- 年0.785パーセント
- (30) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.76パーセント
- (31) 年1.2パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント）にあつては、年0.735パーセント
- (32) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント）にあつては、年0.735パーセント
- (33) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント）にあつては、年0.725パーセント
- (34) 年1.15パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.71パーセント
- (35) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント）にあつては、年0.635パーセント
- (36) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント）にあつては、年0.625パーセント
- (37) 年1.05パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント）にあつては、年0.61パーセント
- (38) 年1.0パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.56パーセント
- (39) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント）にあつては、年0.535パーセント
- (40) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.525パーセント
- (41) 年0.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.51パーセント
- (42) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.485パーセント
- (43) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.475パーセント
- (44) 年0.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.46パーセント
- (45) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.425パーセント
- (46) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.41パーセント

別記5

1 平成9年度認定

(1) 次世代スーパーL資金

年2.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年1.0パーセントの割合で計算した額

(2) 次世代自作農維持資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.5パーセント、8年目から15年目までは年0.5パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.2パーセント、8年目から15年目までは年0.2パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.75パーセント、8年目から15年目までは年0.25パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.6パーセント、8年目から15年目までは年0.1パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.4パーセント、8年目から15年目までは年0.9パーセントの割合で計算した額

年3.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.25パーセント、8年目から15年目までは年0.75パーセントの割合で計算した額

年3.15パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日か

ら7年目までは年1.075パーセント、8年目から15年目までは年0.575パーセントの割合で計算した額

年3.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.0パーセント、8年目から15年目までは年0.5パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.6パーセント、8年目から15年目までは年0.1パーセントの割合で計算した額

(5) リフレッシュ資金

年3.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.25パーセント、8年目から15年目までは年0.75パーセントの割合で計算した額

2 平成10年度認定

(1) 次世代スーパーL資金

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.5パーセントの割合で計算した額

(2) 次世代自作農維持資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.9パーセント、8年目から15年目までは年1.4パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.6パーセント、8年目から15年目までは年1.1パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.5パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日か

ら7年目までは年0.95パーセント、8年目から15年目までは年0.7パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.8パーセント、8年目から15年目までは年0.55パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.25パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.6パーセント、8年目から15年目までは年1.35パーセントの割合で計算した額

年3.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.45パーセント、8年目から15年目までは年1.2パーセントの割合で計算した額

年3.15パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.275パーセント、8年目から15年目までは年1.025パーセントの割合で計算した額

年3.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.2パーセント、8年目から15年目までは年0.95パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.8パーセント、8年目から15年目までは年0.55パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.25パーセントの割合で計算した額

(5) リフレッシュ資金

年2.3パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.85パーセント、8年目から15年目までは年0.6パーセントの割合で計算した額

3 平成11年度認定

(1) 次世代スーパーL資金

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年1.0パーセントの割合で計算した額

(2) 次世代自作農維持資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.6パーセント、8年目から15年目までは年0.6パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.3パーセント、8年目から15年目までは年0.3パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年1.0パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.2パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.8パーセント、8年目から15年目までは年0.3パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.65パーセント、8年目から15年目までは年0.15パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.5パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.1パーセントの割合で計算した額 (4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金 年3.8パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.45パーセント、8年目から15年目までは年0.95パーセントの割合で計算した額 年3.5パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.3パーセント、8年目から15年目までは年0.8パーセントの割合で計算した額 年3.15パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.125パーセント、8年目から15年目までは年0.625パーセントの割合で計算した額 年3.0パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.05パーセント、8年目から15年目までは年0.55パーセントの割合で計算した額 年2.2パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.65パーセント、8年目から15年目までは年0.15パーセントの割合で計算した額 年1.9パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.5パーセントの割合で計算した額 年1.1パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.1パーセントの割合で計算した額 (5) リフレッシュ資金 年3.1パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.1パーセント、8年目から15年目までは年0.6パーセントの割合で計算した額	4 平成12年度認定 (1) 次世代スーパーL資金 年2.0パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年1.0パーセントの割合で計算した額 (2) 次世代自作農維持資金 年2.5パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.5パーセント、8年目から15年目までは年0.5パーセントの割合で計算した額 年2.2パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.2パーセント、8年目から15年目までは年0.2パーセントの割合で計算した額 年2.0パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年1.0パーセントの割合で計算した額 年1.9パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.9パーセントの割合で計算した額 年1.1パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.1パーセントの割合で計算した額 (3) 次世代負担軽減資金 年2.5パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.75パーセント、8年目から15年目までは年0.25パーセントの割合で計算した額 年2.2パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.6パーセント、8年目から15年目までは年0.1パーセントの割合で計算した額 年2.1パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.55パーセント、8年目から15年目までは年0.05パーセントの割合で
--	---

計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.45パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.05パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.4パーセント、8年目から15年目までは年0.9パーセントの割合で計算した額

年3.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.25パーセント、8年目から15年目までは年0.75パーセントの割合で計算した額

年3.15パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.075パーセント、8年目から15年目までは年0.575パーセントの割合で計算した額

年3.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.0パーセント、8年目から15年目までは年0.5パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.6パーセント、8年目から15年目までは年0.1パーセントの割合で計算した額

年2.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年0.55パーセント、8年目から15年目までは年0.05パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.45パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで 年0.05パーセントの割合で計算した額

(5) リフレッシュ資金

年3.35パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目までは年1.175パーセント、8年目から15年目までは年0.675パーセントの割合で計算した額

別記6

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第12の1の規定による事業

別記7

10分の4以内。ただし、新たに事業に着手する市町村（エゾシカ侵入防止対策事業（平成8年8月1日付け農改第996号農政部長通達）を実施している市町村を除く。）のうち、新たに着手する年度の農業被害率が既着手市町村（エゾシカ侵入防止対策事業を実施している市町村を含む。）の農業被害率の平均未満であり、かつ、農業被害額が1,500万円未満の市町村にあっては、4分の1以内とする。

別記8

- 1 経営体質強化施設整備事業のうち、別に定めるもの 3分の1以内
- 2 経営多角化等施設整備事業のうち、別に定めるもの 10分の4以内

別記9

- 1 アグリビジネス実践施設整備事業のうち、別に定めるもの 10分の4以内
- 2 アグリビジネス生産体制強化施設整備事業のうち、別に定めるもの 3分の1以内

別記10

1 農林漁業振興事業

(1) 農業振興事業

- ア 高生産性農業用機械施設、農林業基盤整備用機械及び乾燥調製施設のうち飼料調製貯蔵施設並びにこれらの附帯施設 10分の4.5以内
- イ 農林水産物運搬施設及びこの附帯施設 10分の4以内

(2) 林業振興事業

- 林業機械施設及びこの附帯施設 10分の4.5以内

(3) 漁業振興事業

- ア 種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設、漁船用補給施設及び導船・漁船漁具保全施設のうち保全施設並びにこれらの附帯施設 10分の4.5以内
- イ 種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設、水産物冷蔵・保管施設のうち製氷冷蔵

- 施設及び導船・漁船漁具保全施設のうち通信施設並びにこれらの附帯施設 10分の4以内
- 2 農林地利用・保管理促進事業のうち総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設 10分の5.5以内（ただし、別に定める場合に限る。）
- 3 定住促進生活環境整備事業のうち、集落道 10分の5.5以内（ただし、別に定める場合に限る。）
- 4 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業の健康管理等情報連絡施設のうち情報端末機器 10分の4.5以内
- 5 地域特認事業費 10分の4.5以内

別記11

- 1 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成3年法律第9号）第4条第1項の規定による水質保全に係る指定地域
- 2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第4条の2第1項の規定による総量規制に係る指定地域
- 3 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定による悪臭物質の排水規制に係る規制地域
- 4 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定による指定地域
- 5 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第28号（ラムサール条約））の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）
- 6 道条例等の規定による水質保全に係る指定地域

別記12

基盤整備促進事業のうち、次の表に掲げる事業に要する経費の補助率は、同表のとおりとする。

事業	事業内容		補助率
農業用排水施設	5法指定	旧土地改良総合整備事業	100分の56
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の56
	5法指定以外		100分の51
農道 （農用地等 集団化事業 の交換分合	5法指定	旧土地改良総合整備事業	100分の56
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の56
		酪農農道以外	100分の56

附帯農道等整備を含む。）	特定市町村	平成12年度採択	100分の56
		平成13年度採択	100分の55
		平成14年度採択	100分の54
	5法指定、特定市町村以外		100分の51
暗きょ排水	5法指定	旧土地改良総合整備事業	100分の56
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の56
	5法指定以外		100分の51
農用地等 集団化事業	5法指定		100分の56
	特定市町村		100分の53
	5法指定、特定市町村以外		100分の51

- 1 「5法指定」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された地域、豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域及び急傾斜畑地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業
- 2 「特定市町村」とは、過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項に規定する区域（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）において行う事業
- 3 「旧土地改良総合整備事業」とは、「土地改良総合整備事業実施要綱の一部改正について（平成10年5月20日付け10構改D第74号農林水産事務次官依命通達）」による改正前の土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通達）第6の1の規定によって事業実施採択申請を行っている事業
- 4 「平成12年度採択」、「平成13年度採択」、「平成14年度採択」とは、基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通達）第5の2の規定により採択された事業をいう。
- 5 「酪農農道」とは、平成10年度までに採択されたもので、酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の規定による集約酪農地域内において行われ、現況で受

益戸数のおおむね60パーセント以上が酪農専業農家である地域において行う事業

別記13

離島振興法第2条第1項の規定により指定された地域、豪雪地帯特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村、半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域及び急傾斜畑地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業

別記14

- 1 農地に係るものにあつては100分の50、農業用施設に係るものにあつては100分の65の比率とする。ただし、平成15年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、この区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係るものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の80（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の90）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の50の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の90（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の100）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の65の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。
- 2 平成15年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において平成15年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定

にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が平成15年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。

- 3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそれぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- （1）特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、100分の70
- （2）特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、100分の80
- （3）特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、100分の90

別記15

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 2 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 3 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の

- 1 以内
- 5 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内
- 6 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定要件を満たすことが確実と見込まれる地区又は野菜指定産地として指定されている地区において、当該指定野菜を対象として実施する共同利用施設整備及び共同利用機械整備のうち、知事が別に定める基準に該当する場合は3分の1以内

別記16

- 1 有機性資源飼料化事業のうち条件整備事業は3分の1以内。ただし、学校給食、食品関連産業等から発生する食品残渣及び事業実施地域で発生する飼料化率の低い資源の飼料化施設については2分の1以内

- 2 食品リサイクル推進モデル整備事業の条件整備事業のうち、連携推進タイプ食品循環資源高度利用施設において基本処理施設及び附帯設備又はリサイクル促進施設及び附帯設備を整備する場合は3分の1以内
- 3 食品リサイクル推進モデル整備事業の条件整備事業のうち、連携推進タイプ食品循環資源高度利用施設において共通施設及び附帯設備を整備する場合は4分の1以内

北海道告示第548号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

（水産林務部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 林業後継者育成事業 林業後継者等の広域的な交流活動の連携及び強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う林業後継者育成事業のうち、林業後継者育成地域活動推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第30号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 森づくりセンター	
2 北のみどり21プラン推進事業（みどりの環境軸地域形成促進事業） みどりのネットワークの質的な充実・向上を図る「みどりの環境軸の形成」を進めるため、予算の範囲内で補助する。	みどりの環境づくりを実施する団体	みどりの環境づくりを実施する団体が行うみどりの環境軸地域形成促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 植樹並びに植樹に伴う地 ^{ごしら} え及び支柱設置に要する経費 (2) ビオトープその他の整備に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
3 とど被害防止対策事業 沿岸漁場の水域においてとどを駆除し、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行うとど被害防止対策事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第11号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第12号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
4 海面環境保全推進事業	市町村	市町村が行う海面環境保全推進事業に	2分の1以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 正副2部	

沿岸漁場として効用が低下している水域又は沿岸漁場として重要な水域に隣接した海浜において、流木等の廃棄物の回収及び処理を行うため、予算の範囲内で補助する。		要する経費		共通第20号様式 水林第1号様式 水林第11号様式	共通第31号様式 水林第1号様式 水林第12号様式	提出期限 提出先	別に指示 する日 支庁	
5 漁業協同組合組織緊急再編対策事業（漁協マーケティング等強化事業） 地域の特性を活かした水産物の販路の確保等合併後の漁業協同組合の経済事業等の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が漁協マーケティング等強化事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費（機器等の導入経費に限る。）	3分の2以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその4まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその5まで	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 支庁	
6 水産物産地流通加工施設高度化対策事業 安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するための流通加工体制の高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村			共通第14号様式 共通第20号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 事業の経過及び完了を証明する写真 請負契約書の写し	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 支庁	
(1) 産地流通機能強化型施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う産地流通機能強化型施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が産地流通機能強化型施設整備事業を行う場合又は市町村が産地流通機能強化型施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち次の施設の設置に係るもの (1) 産地市場機能高度化施設 (2) 安定供給機能高度化施設 (3) 広域流通機能高度化施設	2分の1以内 3分の1以内					

		(4) その他知事が特に必要と認める施設					
(2) 環境対策等高度化施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う環境対策等高度化施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う場合又は市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち次の施設の設置に係るもの (1) 環境対策高度化施設 (2) 品質管理高度化施設	2分の1以内 2分の1以内 3分の1以内				
(3) 無廃棄型水産加工団地基盤整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う無廃棄型水産加工団地基盤整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が無廃棄型水産加工団地基盤整備事業を行う場合又は市町村が無廃棄型水産加工団地基盤整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち次の施設の設置に係るもの (1) 水産加工団地高度化施設	2分の1以内 2分の1以内				
7 水産加工経営改善促進資金融通成事業 最近の海洋生物資源の保存・管理に係る国際的要請の高まりや、外国政府による200海里漁業水域の管理の強化等に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対応し、経営の維持安定が困難となった水産加工業者等の経営の安定、	水産加工業者組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、漁業生産組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による中小企業団体に限	水産加工経営改善促進資金を商工組合中央金庫、国民生活金融公庫又は中小企業金融公庫から借り入れた場合における借入平均残高に、当該融資機関の定める貸付金利と次に掲げる末端実質金利との差に相当する利率を乗じて得た額 (1) 水産資源有効利用促進資金 年1.80パーセント （従業員規模が100人を超える水産加工業者及び組合にあっては、年2.25パーセント） (2) 水産加工業経営安定資金	10分の10以内	共通第10号様式 共通第11号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部水産経営課	実績報告は要しない。

低利用水産動植物の有効利用の促進、水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造、加工の高度化及びHACCP（危害分析・重要管理点）方式の導入を図るため、予算の範囲内で補助する。	る。）	年1.80パーセント （従業員規模が100人を超える水産加工業者及び組合にあっては、年2.25パーセント） (3) 危害分析・重要管理点方式導入促進資金 年1.80パーセント (4) 国際規制経営安定資金 年1.80パーセント （従業員規模が100人（冷凍水産物製造業者（すり身製造業者を除く。）にあっては、40人）を超える水産加工業者及び組合にあっては、年2.25パーセント）					
8 みなとまち水産加工振興事業 水産加工業者を中心とした関係者の連携により、消費者志向に沿った地域特産品（みなとまちブランド）を開発し、地域水産加工業の体質強化及び地域全体の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 2以上の市町村の区域にわたり事業を行う次に掲げる者 (1) 水産加工業協同組合 (2) 漁業協同組合 (3) 市町村、水産加工業協同組合、漁業協同組合等を構成員とする協議会（以下「地域協議会」という。） (4) 知事が適当と認める団体	2以上の市町村の区域にわたり事業を行う水産加工業協同組合、漁業協同組合、地域協議会その他知事が適当と認める団体がみなとまち水産加工振興事業を行う場合又は市町村がみなとまち水産加工振興事業を行う水産加工業協同組合、漁業協同組合、地域協議会その他知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
9 栽培漁業地域展開事業 一定の技術水準に達した魚種及び地域において、栽培漁業等の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 知事が適当と認める者	市町村又は知事が適当と認める者が栽培漁業地域展開事業を行う場合又は市町村が栽培漁業地域展開事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 推進活動費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 （2以上の支庁の所管区域にわたり	

		(2) 育成強化費 (3) 育成漁場管理費	10分の4以内 (ただし、湖沼性ニシン栽培漁業定着強化事業については3分の1以内) 3分の1以内	別に指示する様式		事業を行う知事が適当と認める団体にあつては、水産林務部栽培振興課)	
10 水産基盤整備事業 水産基盤整備事業の実施を通じて水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物の供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水産基盤整備事業を行う場合又は市町村が水産基盤整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 水産資源環境整備事業費 (2) 漁場環境保全創造事業費	10分の6以内 (ただし、計画事業費が1億円未満の場合については10分の5以内)	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第8号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第9号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
11 沿岸漁業漁村振興構造改善事業 沿岸漁業の構造改善を促進し、沿岸漁業の振興及び漁村地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が漁業協同組合に対して行う沿岸漁業漁村振興構造改善事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う場合又は市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 持続的漁業生産環境整備事業費 ア 沿岸漁場環境保全事業費 イ 増養殖場造成改良事業費 ウ 資源培養推進施設整備事業費 エ 沿岸漁場管理強化施設整備事業費 オ 漁業近代化推進施設整備事業費 (ア) 養殖施設整備事業費 (イ) 水産鮮度保持施設整備事業費 (ウ) 漁船保全修理施設整備事業費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の4以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式の2 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式の2 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

(エ) 燃油等補給施設整備事業費	10分の4以内
(オ) 水産情報高度利用施設整備事業費	2分の1以内
(カ) 漁業用作業保管施設整備事業費	2分の1以内
(キ) 漁労等作業管理休養施設整備事業費	2分の1以内
(ク) 水産廃棄物等処理施設整備事業費	2分の1以内
(ケ) 高度情報漁業総合管理施設整備事業費	2分の1以内
力 持続的漁業生産環境整備事業施設活用支援事業費	2分の1以内
(2) 漁業経営・担い手対策事業費	
ア 認定漁協支援事業費	
(ア) 漁業総合管理施設整備事業費	2分の1以内
(イ) 営漁指導拠点施設整備事業費	2分の1以内
(ウ) 水産物荷さばき施設整備事業費	2分の1以内
(エ) 水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内
(オ) 水産廃棄物等処理施設整備事業費	2分の1以内
(カ) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	10分の4以内
(キ) 漁協合併施設改修事業費	2分の1以内
イ 担い手対策事業費	
(ア) 漁場の耕うん、整地、しゅんせつ及び有害生物等の除去事業費	2分の1以内
(イ) 漁場環境管理施設整備事業費	2分の1以内
(ウ) 築いそ事業費	2分の1以内
(エ) 種苗生産施設整備事業費	2分の1以内
(オ) 漁場管理強化施設整備事業費	2分の1以内
(カ) 養殖施設整備事業費	2分の1以内
(キ) 漁船保全修理施設整備事業費	10分の4以内
(ク) 燃油等補給施設整備事業費	10分の4以内
(ケ) 水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内
(コ) 海水処理施設整備事業費	2分の1以内

		(サ) 水産物加工処理施設整備事業費 (シ) 蓄養施設整備事業費 (ス) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費 (セ) 出荷資材保管施設整備事業費 (ソ) 漁業用作業保管施設整備事業費 (タ) 新規就業者活動拠点施設整備事業費 (チ) 漁業研修施設整備事業費 ウ 女性等の地位向上等事業費 エ 漁業経営・担い手対策事業施設活用支援事業費 (3) 水産物流通高度化事業費 ア 流通等改善施設整備事業費 (7) 水産物荷さばき施設整備事業費 (イ) 水産鮮度保持施設整備事業費 (ロ) 水産物加工処理施設整備事業費 (ハ) 蓄養施設整備事業費 (ホ) 海水処理施設整備事業費 (カ) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費 (キ) 出荷資材保管施設整備事業費 (ク) 高度情報漁業総合管理施設整備事業費 (4) 漁業地域活性化事業費 ア 地域水産物交流事業費 イ 漁村景観対策事業費	10分の4以内 10分の4以内 10分の4以内 10分の4以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の4以内 10分の4以内 10分の4以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の4以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内				
12 北海道ヒトデ駆除モデル事業 道東の太平洋海域におけるヒトデの大量発生による漁業被害に対して、地域が効率的、経済的な駆除及び処理方法や漁場の管理手法	日高、十勝及び釧路支庁管内の市町村又は漁業協同組合	市町村又は漁業協同組合が行う北海道ヒトデ駆除モデル事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。				別に指示する様式			
13 漁村総合整備事業 漁業生産基盤である漁港の機能増進とその背後の集落における生活環境の改善及び漁港景観の美化保全の促進による漁港環境の快適化を総合的に図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村		2分の1以内 (堆肥化施設については3分の1以内)	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 漁港環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁港環境整備事業全体事業計画又は漁港環境整備事業基本計画に基づき実施するもの					
(2) 漁業集落環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁業集落環境整備事業基本計画に基づき実施するもの					
(3) 漁港漁村総合整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁港漁村総合整備事業基本計画に基づき実施するもの					
14 漁港漁村活性化対策事業 水産業の持続的発展の基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が漁港漁村活性化対策事業を行う場合又は市町村が漁港漁村活性化対策事業のうち、漁村振興対策を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費 2 市町村が漁業協同組合等に対して行う漁港漁村活性化対策事業実施のための指導に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
15 船揚場整備事業 漁港の恩恵に浴しない辺地漁村集落における船揚場を整備し、沿岸漁業者の漁船の保全と操業の省力化を図るため、予算の範囲内で	市町村	市町村が船揚場整備事業を行う場合又は市町村が船揚場整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	補助する。				別に指示する様式			
16	漁村漁場環境改善対策事業 汚水処理施設の整備を重点的に実施すべき市町村において、効率的かつ効果的な整備計画を策定するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う漁村漁場環境改善対策事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
17	海産ほ乳類混獲等管理促進事業（損害等補填） 鯨類の救出及び死亡後の処理を円滑に行うため、鯨類の湾内への迷入、混獲、浜への座礁に際して、救出又は死亡後の埋設等を実施した市町村等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 漁業協同組合	次に掲げる経費 (1) 湾内に迷い込んだり、混獲された鯨類を生きたまま逃がす経費 (2) 混獲されたり、座礁して死んだ鯨類を埋設又は焼却する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は要しない。
18	外来魚被害緊急対策事業 自然環境や生態系の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う外来魚被害緊急対策事業の実施に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部漁業管理課	書類は、支庁長を経由して提出すること。
19	木材需要促進対策事業 木材需要の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
	(1) 地域住宅資材利用促進事業（地域材を使用した家の展示普及）	木材関連企業、工務店、設計士等の組織する団体	木材関連企業等の組織する団体が行う地域住宅資材利用促進事業のうち、地域材を利用した家の展示普及に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 団体の規約 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	(2) 木造公共施設整備事業	市町村	市町村が行う地域材を利用した公共施設の木造・木質化の施設整備に要する経費	2分の1以内	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
20	木材産業新用途開発促進事業 新商品の開発を通じて、木材産業と異業種との連携促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材・木製品製造業を営む企業及び団体、森林組合、森林組合連合会と異業種企業で構成する共同体	木材・木製品製造業を営む企業及び団体、森林組合、森林組合連合会と異業種企業で構成する共同体が行う木材産業新用途開発促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第5号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 定款 別に指示する様式	共通第5号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部木材振興課	
21	間伐材利用促進対策事業（間伐材用途開拓事業） 間伐材の利用拡大を図るため、環境に調和した公共土木資材等の試作、検証及び普及に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合 林業者等の組織する団体	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体が行う間伐材用途開拓事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 定款 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
22	木質バイオマス資源活用促進事業（地域における基礎調査・検討事業） 間伐材や林地残材等の木質バイオマス資源の利用を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う地域における基礎調査・検討事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23	しいたけ生産体制強化緊急対策事業 本道のしいたけ産業の振興を推進するため、予算の							

範囲内で補助する。							
(1) 施設整備事業	市町村	市町村が施設整備事業を行う場合又は市町村が施設整備事業を行う森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 販路拡大等事業	市町村	市町村が販路拡大等事業を行う場合又は市町村が販路拡大等事業を行う森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
24 市町村森林整備計画強化促進事業 伐採、造林、保育その他森林施業及び林業の実態並びに林家及び地域住民の意向把握に係る調査、地域の幅広い関係者による合意形成の場の設定を行い、地域の実情を踏まえた市町村森林整備計画を策定するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う市町村森林整備計画強化促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第46号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
25 林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 から共通第20号様式まで 水林第24号様式 維持管理規程又はその案 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式 から水林第26号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 森林環境保全整備事業	市町村 森林組合	1 森林管理道開設事業 市町村又は森林組合が行う森林環境	森林管理道 100分の51以内				

		保全整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費 2 森林管理道改良事業 市町村又は森林組合が行う森林環境保全整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 森林管理道（幹線）の改良費 (2) 森林管理道（その他）の改良費	森林管理道（間伐） 100分の51以内 （過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による公示又は山村振興法（昭和40年法律第64号）による指定に係る市町村の区域において市町村が行う事業にあつては、100分の56以内） 100分の51以内 100分の31以内				
(2) 農免林道整備事業（林道舗装事業）	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う農免林道整備事業（林道舗装事業）に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 幹線林道の舗装費 (2) その他林道の舗装費	100分の51以内 300分の103以内				
(3) 森林居住環境整備事業（フォレスト・コミュニティ総合整備事業）	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林居住環境整備事業（フォレスト・コミュニティ総合整備事業）に要する経費	森林管理道開設事業であつて、市町村が行う場合 100分の51以内 （過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市				

				町村の区域において行う事業にあっては、100分の56以内) 森林利用施設整備事業であって、市町村が行う場合 100分の50以内 上記以外の事業であって、市町村が行う場合 100分の50以内 (過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあっては、100分の55以内)					
	(4) 小規模林業地域整備事業								
	ア 経営林道事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う経営林道事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営林道の開設費 (2) 経営林道の改良費	2分の1以内					
	イ 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	市町村が小規模な生活環境や保健休養施設の整備を行う場合に要する経費	2分の1以内					
	ウ 林道周辺環境整備事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業に要する経費	2分の1以内					
26	林道災害復旧事業 暴風雨、洪水その他の異常な天然現象によって災害	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道災害復旧事業に要する経費	別記1のとおり	共通第14号様式 共通第18号様式 から共通第20号	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式	提出部数 提出期限	1部 別に指示 する日	

を受けた林道の復旧を促進し、もって林業の振興とその経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。				様式まで 水林第24号様式 別に指示する様式	から水林第26号 様式まで	提 出 先 支庁	
27 森林組合合併促進総合対策事業 森林組合の活発化及び経営の安定化並びに合併組合の円滑な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合 森林組合連合会	森林組合又は森林組合連合会が行う森林組合合併促進総合対策事業（森林組合合併協議促進利子補給金を除く。）に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 森林組合にあっては支庁、森林組合連合会にあっては水産林務部林業振興課	
28 林業構造改善対策事業 林業の構造改善を促進し、もって林業総生産の増大、生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第20号様式 地域林業経営確率林業構造改善事業の1及び林業・木材産業構造改革事業の1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 地域林業経営確率林業構造改善事業の2及び林業・木材産業構造改革事業の2の経費に係る場合 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を	共通第29号様式 共通第31号様式 地域林業経営確率林業構造改善事業の1及び林業・木材産業構造改革事業の1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 地域林業経営確率林業構造改善事業の2及び林業・木材産業構造改革事業の2の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

				除く。) 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 市町村の補助規則等 別に指示する様式			
(1) 地域林業経営確立林業構造改善事業	市町村	1 市町村が行う地域林業経営確立林業構造改善事業実施の指導等に要する経費 2 市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う場合又は市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業費 (2) 資源循環利用推進型林業構造改善事業費 ア 資源循環利用推進型 イ 間伐促進型 (3) 市町村推進事業費 ア 地域林業経営集約化型 イ 資源循環利用推進型	1 の経費に係る場合 2 分の1 以内 2 の経費のうち、基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く。）にあつては、10分の5 以内 2 の経費のうち、林道事業費にあつては、100分の50 上記以外の事業にあつては、2 分の1 以内 （別記2 - 1 の事業に係る経費にあつては、当該事業ごとに掲げる率）				
(2) 林業・木材産業構造改革事業	市町村 森林組合、林業者等の組織する団体及び木材関連業者	1 市町村が行う林業・木材産業構造改革事業実施の指導等に要する経費 2 市町村又は事業実施主体（事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事	1 の経費に係る場合 2 分の1 以内 2 の経費のうち、				

	等の組織する団体（以下「事業実施主体」という。事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）	業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）が林業・木材産業構造改革事業を行う場合又は市町村が林業・木材産業構造改革事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 林業経営構造対策事業費 (2) 木材産業構造改革事業費 (3) 市町村推進事業費 ア 林業経営構造対策型 イ 木材産業構造改革型	基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く。）にあっては、100分の50以内 2の経費のうち、林道事業費にあっては、100分の50 上記以外の事業にあっては、2分の1以内 （別記2-2の事業に係る経費にあっては、当該事業ごとに掲げる率）				
29 森林整備担い手対策推進事業 林業労働力の確保及び森林作業員の育成に必要な対策を実施し、林業の振興と森林整備の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 林業労働環境整備事業	森林組合 林業者等の組織する団体	森林組合又は林業者等の組織する団体が行う林業労働環境整備事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 技能作業員養成事業	林業事業体	林業事業体が行う技能作業員養成事業に要する経費	2分の1以内	共通第20号様式 共通第32号様式 水林第40号様式 水林第41号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第40号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

					別に指示する様式			
30	地域林業システム推進対策事業 流域を単位として関係者により組織された流域森林・林業活性化センターが策定した流域林業活性化基本方針に基づき、流域林業の活性化のための取組を推進し、山づくりから木材加工及び流通までの一貫した低コストで安定的な供給体制の形成を図るため、予算の範囲内で補助する。	流域森林・林業活性化センター	流域森林・林業活性化センターが行う地域林業システム推進対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 流域森林・林業活性化促進対策事業費 (2) 流域森林・林業活性化センター事業費	2分の1以内 3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 規約及び構成員名簿 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
31	ふるさと森林整備促進事業 施業委託の推進及び林分情報の把握等を通じ、適正な森林施業の実施を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合		2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式		
	(1) 森林整備普及啓発事業		森林組合が行う森林整備普及啓発事業に要する経費				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
	(2) 供給体制整備事業		森林組合が行う供給体制整備事業に要する経費				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 森づくりセンター	
32	森林整備地域活動支援推進事業 森林整備地域活動支援交付金制度の適正かつ円滑な実施を図るため、市町村が	市町村	市町村が森林整備地域活動支援推進事業を行う場合における当該事業に要する経費（賃金、委託費、印刷費、会議費、旅費、連絡費、賃借料及び消耗品費に限る。）のうち、次に掲げるもの	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

行う地域説明会や指導事務等に対し、予算の範囲内で補助する。		(1) 推進事務に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費					
33 森林整備地域活動支援交付金事業 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が森林整備地域活動支援交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
34 造林事業 本道における民有林林業を振興し、もって国土保全及び森林資源の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第17号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
(1) 森林環境保全整備事業							
ア 公的森林整備推進事業	市町村 森林整備法人 林業（造林）公社 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された事業者（市町村有林で行うものに限る。）	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により選定された事業者が行う公的森林整備推進事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 附帯施設等整備事業費	10分の5				
イ 流域公益保全林整備事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人等 （森林整備法人及び民法（明治29年法律第89号）第34	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う流域公益保全林整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費	10分の4				

		条の規定により設立された公益法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。）森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）森林施業計画の認定を受けた者市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	(2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 附帯施設等整備事業費					
ウ 森林空間総合整備事業	市町村	市町村が行う森林空間総合整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 全体計画調査事業費 (2) 共生林整備事業費 (3) 附帯施設整備事業費 (4) 林内歩道等整備事業費 (5) 用地等取得事業費	(5)の経費に係る場合 10分の4 上記以外の経費に係る場合 10分の7					
エ 絆の森整備事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う絆の森整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの	(5)の経費に係る場合 10分の4 上記以外の経費に係る場合 10分の7					

		森林施業計画の認定を受けた者	(1) 全体計画調査事業費 (2) 共生林整備事業費 (3) 附帯施設整備事業費 (4) 林内歩道等整備事業費 (5) 用地等取得事業費					
オ 流域循環資源林整備事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人等 森林所有者の団体 森林施業計画の認定を受けた者 市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う流域循環資源林整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 附帯施設等整備事業費	10分の4					
カ 特定森林造成事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体が行う特定森林造成事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 特定林地改良事業費 (4) 特定林地改良作業路事業費 (5) 附帯施設等整備事業費	10分の4 10分の4 10分の7 10分の7 (1)及び(2)の事業に係る場合 10分の4 (3)及び(4)の事業に係る場合 10分の7					
キ 被害地等森林整備事業	市町村（森林整備協定造林として行うものに限る。） 森林所有者 森林組合	市町村（森林整備協定造林として行うものに限る。）、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体が行う被害地等森林整備事業に要する経費のうち、	10分の4					

		生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体	次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 附帯施設等整備事業費					
(2)	森林居住環境整備事業 (フォレスト・コミュニティ総合整備事業) 森林の保健・文化・教育的な利用の増進、都市や農山村の良好な生活環境の保全・創出を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が行うフォレスト・コミュニティ総合整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 居住地周辺森林整備事業費 (2) 路側樹林帯整備事業費 (3) 林内歩道等整備事業費 (4) 附帯施設整備事業費	10分の4				
35	21世紀北の森づくり推進事業 針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道らしい豊かな「ふるさとの山」の造成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀北の森づくり推進事業を行う森林所有者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除く。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人及び森林法施行令第11条第7号に規定する団体、森林施業計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者に対し次に掲げる事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林	(1)及び(2)の事業に係る経費にあっては、27分の17以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる経費の100分の17を限度とする。） (3)の事業に係る経費にあっては、2分の1以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる経費の100分の11を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
36	サロベツ ^{もり} 湿原森林づくり推進事業 道北のサロベツ湿原地域において、当該地域の無立	市町	市町がサロベツ ^{もり} 湿原森林づくり推進事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、林業者等の組織する団体で知事が適当と認めるもの	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第47号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

木地の造林を緊急かつ集中的に実施するため、予算の範囲内で補助する。		及び森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しないものを除く。）、森林施業計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、附帯施設事業費		別に指示する様式			
37 北の森づくり緊急対策事業 間伐により森林の公益的機能の発揮を図り、もって健全で活力ある北の森づくりを推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が北の森づくり緊急対策事業を行う森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しないものを除く。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人、森林法施行令第11条第7号に規定する団体、森林施業計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者及び林業者等の組織する団体で知事が適当と認めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	定額（市町村が1ヘクタールにつき1万4,000円以上補助する場合に限る。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第43号様式 市町村の補助規則等 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第43号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
38 森林保護事業 森林病虫害等を防除し、もって森林の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	民有林の森林病虫害等防除を行う者	民有林の森林病虫害等防除を行う者が行う森林保護事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) その他松くい虫伐倒駆除費 (2) 突発森林病虫害駆除費 (3) まいまいが駆除費 (4) 野ねずみ駆除費	10分の10 4分の3 4分の3 2分の1	水林第18号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 随時 提出先 支庁	民有林の森林病虫害等防除を行う者に代わって森林組合等が申請する場合は、委任状を添付すること。 実績報告は、要しない。
39 エゾシカ森林被害防止対策事業 エゾシカによる人工林及び天然林被害の軽減及び森林資源の保続並びに公益的機能の維持・増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う場合又は市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う森林組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第47号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
40 森林災害復旧造林事業	町村	町村、森林組合、生産森林組合、森林	3分の2以内	水林第49号様式		提出部数 1部	実績報告は、

平成14年10月1日及び2日の暴風雨による災害を受けた十勝支庁管内の音更町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町及び浦幌町の森林の復旧を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 法人でない団体であって、森林所有者（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）がその主たる構成員となっており、かつ、団体の目的、代表者、代表権の範囲、団体の意思決定の機関及びその決定の方法、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項並びに会費の徴収が必要である場合には、その徴収方法について、次の基準に従った規約を有するもの（以下「森林所有者団体」という。） (1) 森林資源の培養に資する旨をその目的に含み、営利を目的としていないこと。 (2) 代表者の選任の手續を明らかにしていること。 (3) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当	組合連合会、森林整備法人、森林所有者団体、造林公益法人又は造林の事業を行う一部事務組合及び財産区が行う森林災害復旧造林事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 被害木等の伐採及び抛出に要した経費 (2) 被害木等の伐採跡地における造林に要した経費 (3) 倒伏した造林木の引起こしに要した経費 (4) 作業路の開設に要した経費	別に指示する様式		提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	要しない。
--	--	---	-----------------	--	--------------------------------	--------------

	に差別していないこと。 (4) 会費の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が公平を欠くものでないこと。 民法第34条の規定により設立された公益法人（造林事業を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。以下「造林公益法人」という。）造林の事業を行う一部事務組合及び財産区						
41 小規模治山事業 林地の荒廃に起因する災害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う小規模治山事業に要する経費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号 様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	事業の採択は、北海道小規模治山事業採択基準（平成15年4月1日付け治山第1932号水産林務部長通達）による。
42 林地崩壊防止事業	市町村	市町村が行う林地崩壊防止事業に要す	10分の8以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により指定された激甚災害に伴う林地の崩壊を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。		る経費		共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号 様式まで	提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	
43 災害関連山地災害危険地区対策事業 山地災害危険地区において降雨等により発生した荒廃山地等について、次期降雨等による荒廃の拡大又は人家、公共施設等の被害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う災害関連山地災害危険地区対策事業に要する経費	1 人家半壊以上の被害発生があり、かつ、公共施設に関連する箇所を実施する場合 100分の95以内 2 人家半壊以上の被害発生があり、かつ、公共施設に関連しない箇所又は人家半壊以上の被害発生がなく、かつ、公共施設に関連する箇所を実施する場合 100分の90以内 3 その他の場合 100分の80以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号 様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	

別記 1

1 奥地幹線林道に係るものにあつては事業費の10分の6.5、その他の林道に係るものにあつては事業費の10分の5の比率により算定して得た額とする。ただし、平成15年1月1日

から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定

措置法」という。)第3条第4項の規定により年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。)に限り、その災害を受けた林道の災害復旧事業の事業費（以下この項において「事業費」という。)のうち、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。)が、当該復旧事業に係る林道の総延長のメートル数（以下この項において「林道総延長」という。)に1,000円を乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との事業費の額に応じてあん分した額に相当する部分（以下この項において「あん分額相当分」という。)については、奥地幹線林道に係るものにあつては10分の9（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の10）、その他の林道に係るものにあつては10分の7.5（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の8.5）の比率によるものとする。

2 平成15年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第5条の3に定める地域内において、平成15年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた林道の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、暫定措置法第3条の2に定める比率によるものとする。

3 激甚災害を受けた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「政令」という。）第14条に定める地域における当該激甚災害に係る林道の災害復旧事業については、第1項の規定による額に当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、政令第15条第2号に定める額に相当する部分の額を政令第16条第2号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率により算出して得た額の合計額を加えた額とする。この場合において、政令第15条及び第16条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- (1) 政令第16条第2号イに規定する額については、10分の7
- (2) 政令第16条第2号ロに規定する額については、10分の8
- (3) 政令第16条第2号ハに規定する額については、10分の9

4 査定用設計委託に係るものにあつては、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年1月16日59林野道第605号農林水産事務次官通達）第4の規定により算出して得た額の2分の1以内とする。

別記2 - 1

1 森林空間活用施設整備事業のうち簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち山村広

場施設、集落防災施設及び簡易給排水施設並びに間伐材需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進用機械にあつては、10分の4以内

2 効率化施設整備事業のうち効率化作業基地整備及び林業生産施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の5以内
- (2) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

3 効率化施設整備事業のうち林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の40以内
- (2) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

4 木材加工流通施設整備事業のうち木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置、木材加工施設整備事業のうち木材製材施設装置、集成材加工施設装置及びプレカット加工施設装置並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、間伐材加工施設装置、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷販売施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の5以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

5 木材加工流通施設整備事業のうち木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械、木材加工施設整備事業のうち木材処理加工用機械並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の40以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

6 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち間伐材等バイオマス加工施設装置、間伐材等バイオマス再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区

分に应じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の5以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

7 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち間伐材等バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の40以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

8 需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進施設装置、木材活用D I Y施設装置、間伐材等利用推進モデル施設及び内装等木質化促進施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体 10分の4以内
- (2) 上記以外 2分の1以内

9 活動拠点施設整備事業及び供給促進活動拠点施設整備事業のうち林業総合センター（それぞれの施設規模が1,000平方メートル以下のものに限る。）にあつては、次の各号に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

また、補助率は小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

- (1) 300平方メートル以下の施設 2分の1
- (2) 301平方メートル以上の施設

$$\frac{300 \times 1/2 + \{ (\text{建築する面積} - 300) \times 4/10 \}}{\text{建築する面積}}$$

別記2 - 2

- 1 地域産物活用施設整備事業の地域産物加工販売施設及び展示販売用機械、森林空間活用施設整備事業のうち簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち山村広場施設及び集落水利施設並びに需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進用機械にあつては、10分の4以内
- 2 効率化施設整備事業のうち効率化作業基地整備及び林業生産施設装置にあつては、次の

各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の50以内
- (2) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

3 効率化施設整備事業のうち林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の40以内
- (2) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

4 木材加工流通施設整備事業のうち木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の50以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

5 木材加工流通施設整備事業のうち木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の40以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

6 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設 100分の50以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内
- (3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 2分の1以内

7 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備及び機械施設

設 100分の40以内

(2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる基盤整備及び機械施設 3分の1以内

(3) 市町村が事業主体となる基盤整備及び機械施設 10分の4以内

8 需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進施設装置及び木材活用D I Y施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

(1) 木材関連業者等が組織する団体 10分の4以内

(2) 上記以外 2分の1以内

9 活動拠点施設整備事業のうち林業総合センター（それぞれの施設規模が1,000平方メートル以下のものに限る。）にあっては、次の各号に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下

第1位を四捨五入する。

また、補助率は小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(1) 300平方メートル以下の施設 2分の1

(2) 301平方メートル以上の施設

$$\frac{300 \times 1/2 + \{ (\text{建築する面積} - 300) \times 4/10 \}}{\text{建築する面積}}$$

北海道告示第549号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

（建設部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 河川環境整備特別対策事業 河川の堤外地における立木を伐開し、流水の疎通を円滑にすることにより、災害の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が河川愛護組合等を指導監督して河川の堤外地の立木の伐開及び立木の伐開に伴う草刈りを行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
2 都市小河川改修事業 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市	都市小河川改修事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
3 河川環境整備事業 河川法の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の浄化又は河道整備を図るため、	市町村	河川環境整備事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

予算の範囲内で補助する。							
4 ハイジャック等防止対策事業 航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客の所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空運送事業者	航空運送事業者が第三種空港において、エックス線透視手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費 (2) 保安施設設置費 エックス線透視手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 (保安施設設置費の場合に限る。) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 建設第12号様式 (検査業務委託費の場合に限る。) 別に指示する様式	共通第6号様式 (保安施設設置費の場合に限る。) 共通第29号様式 共通第31号様式 建設第12号様式 (検査業務委託費の場合に限る。)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部空港港湾課	
5 組合土地区画整理事業 土地区画整理組合施行の土地区画整理事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地区画整理組合	土地区画整理組合が土地区画整理事業を行う場合における次に掲げる経費 (1) 工事費 ア 本工事費 (ア) 街路工 (イ) 橋りょう工 (ウ) 舗装工 (エ) 整地工 (オ) 河川工 (カ) 公園工 イ 補償費 ウ 附帯工事費 エ 測量及び試験費 オ 機械器具費 カ 営繕費 キ 換地諸費 (2) 事務費	10分の10以内 (施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12メートル以上の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度とする。) ただし、市町の補助を受ける場合にあっては、2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部都市環境課	書類は、市町村長を経由すること。
6 がけ地近接危険住宅移転事業 がけ地の崩壊等の危険のある区域における住宅の移転を促進するため、予算の	市町村	1 市町村が危険住宅を除却する者に対し当該除却に要する経費を補助した場合における当該除却に要する経費 2 市町村が金融機関等から資金の融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設	4分の1以内	建設第1号様式	建設第1号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	書類は、支庁長を経由すること。

範囲内で補助する。		又は購入（土地の購入を含む。）をする者に対し当該融資に係る利子補給をした場合における当該利子補給に要する経費 3 附帯事務費					
7 アイヌ住宅改良促進事業 老朽不良アイヌ住宅の改良を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が老朽不良アイヌ住宅の改良を行う者に対し当該改良に要する資金を貸付する場合における次に掲げる経費 (1) 貸付金（1戸当たり新築760万円、改修480万円、宅地取得590万円を限度とする。） (2) 事務費	4分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第2号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第2号様式 完了検査書の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅課	書類は、支庁長を経由すること。
8 特定優良賃貸住宅供給促進事業 中堅所得者向け及び高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進するため、予算の範囲内で補助する。	供給計画の認定を受けた事業者	1 中堅所得者向け優良賃貸住宅 (1) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の建設に要する経費のうち、共同施設等整備費、高齢者向け又は障害者向け設備の設置費、定住関連施設整備費及び土地整備費 (2) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の管理に要する経費のうち、入居者に対する家賃減額に要するもの 2 高齢者向け優良賃貸住宅 (1) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の建設又は改良に要する経費のうち、共同住宅の共同部分等整備費及び加齢対応構造等整備費（社会福祉法人による建設の場合にあっては、住宅の建設に要する費用）並びに団地関連施設整備費及び土地整備費 (2) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の管理に要する経費のうち、入居者に対する家賃減額に要するもの	3分の2以内 （定住関連施設整備費にあっては、3分の1以内） 10分の10以内 3分の2以内 （社会福祉法人による建設の場合における住宅の建設に要する費用及び団地関連施設整備費にあっては、3分の1以内） 10分の10以内	共通第2号様式 （1の(2)及び2の(2)の経費の場合に限る。） 共通第8号様式 （1の(1)及び2の(1)の経費の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （1の(2)及び2の(2)の経費の場合に限る。） 別々に指示する様式	共通第2号様式 （1の(2)及び2の(2)の経費の場合に限る。） 共通第8号様式 （1の(1)及び2の(1)の経費の場合に限る。） 共通第31号様式 建設第8号様式 建設第9号様式 （1の(1)及び2の(1)の経費の場合に限る。） 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅課	

北海道告示第550号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

保福第34号様式から保福第37号様式までを次のように改める。

保福第34号様式（第3条第2項、第5条第1項）

へき地医療拠点病院運営事業計画書

1 無医地区及び巡回診療実施計画（病院名）

無医地区（年 月 日現在調査）				巡回診療実施予定回数					備考
市町村名	地区名	戸数	人口	第1． 四半期	第2． 四半期	第3． 四半期	第4． 四半期	計	
		戸	人	（日） 回	（日） 回	（日） 回	（日） 回	（日） 回	

- 注1 当該へき地医療拠点病院が担当する地域について、「無医地区」欄及び「巡回診療実施予定回数」欄とを対応させて記入すること。
- 2 「無医地区」欄の「地区名」、「戸数」及び「人口」欄には、最近のものを記入すること。
- 3 「巡回診療実施予定回数」欄は、1巡回診療チーム1日1回として当該年度の予定回数を具体的に記入し、括弧の中に当該巡回診療に係る実診療日数（医療活動時間が1日4時間以下の場合には、0.5日を単位とする。）を記入すること。
- なお、複数の無医地区等を1回の巡回診療で行う場合は、該当する地区をまとめ一括記入すること。
- 4 「備考」欄には、その地区における診療場所（例：公民館の一室、小学校の医務室等）を具体的に記入するほか積雪量、冬期交通途絶期間等参考となるべきことを記入すること。
- また、巡回診療実施人員を医師○人、看護師○人、運転手○人と具体的に記入すること。

2 へき地診療所医師派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	派遣計画（日数）					備考
				第1． 四半期	第2． 四半期	第3． 四半期	第4． 四半期	計	

保福第35号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表）

開設者名
拠点病院名

				日	日	日	日	日
--	--	--	--	---	---	---	---	---

- 注1 「運営状況」欄には、現在の状況及びへき地医療拠点病院から派遣を受ける前の状況について、それぞれ常勤、非常勤（週○回○○病院から派遣等）休診（○○年○月○日から休診）等を具体的に記入すること。
- 2 「派遣計画」欄には、当該へき地診療所に対する医師等派遣予定の延べ日数を四・半期別に記入すること。
- 3 医師等派遣計画の「備考」欄には、派遣する医師等について「○○科週○回」等参考となる事項を記入すること。

3 へき地診療所代診医等派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	派遣計画（日数）					備考
				第1． 四半期	第2． 四半期	第3． 四半期	第4． 四半期	計	
				日	日	日	日	日	

- 注1 「運営状況」欄には、現在の状況及びへき地医療拠点病院から派遣を受ける前の状況について、それぞれ常勤、非常勤（週○回○○病院から派遣等）休診（○○年○月○日から休診）等を具体的に記入すること。
- 2 「派遣計画」欄には、当該へき地診療所に対する医師等派遣予定の延べ日数を四・半期別に記入すること。
- 3 代診医等派遣計画の「備考」欄には、派遣を必要とする理由（見込み）を記入すること。

4 研修会実施計画

研修会名	実施期間	講師 人員	職種別 参加人員	実施内容 （具体的に記入すること。）
○○研修会	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	人	人	

注 「職種別参加人員」欄には、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類し、それぞれの人員を記入すること。

1 支出

区 分	支出予定額 A 円	基 準 額 B 円	選 定 額 (A又はBのいずれ か少ない額)	備 考 (支出(予定)額について算出額を記載 すること。)
(医療活動費)				
1 報 酬 料				
2 給 付 手 当				
3 職 員 医 看 運 送 費				
4 共 賃 補 償 費				
5 旅 費				
6 補 償 費				
7 旅 費				
8 需 用 費				
9 役 務 費				
10 委 託 料				
11 使用料及び賃借料				
12 原 材 料 費				
13 備 品 購 入 費				
14 公 課 費				
計 (1～14)			円	
(研 究 費)				
15 旅 費				
16 需 用 費				
17 備 品 購 入 費				

消 耗 品 費
燃 料 費
印 刷 製 本 費
光 熱 水 料
修 繕 料
○ ○ ○
計
通 信 運 搬 費
手 数 料
○ ○ ○
計

購入品目及び金額明細書を添付すること。

購入品目及び金額明細書を添付すること。

計 (15～17)			円	
(研 修 費)			円 × 回	
18 旅 費				
19 講 師 謝 金				
計 (18～19)			円	
(医 療 費)			円	消 耗 品 費 修 繕 料 計 購入品目及び金額明細書を添付すること。
20 需 用 費				
21 備 品 購 入 費				
22 医 療 材 料 費				
計 (20～22)			円	
(そ の 他)			円	対 象 経 費 以 外 の も の の 支 出 (予 定) 額 を 計 上 す る こ と。
23 ○ ○ ○				
総 計 (1 ～ 23)			円	

2 人件費の支出内訳

職 名	氏 名	年 間 人 件 費			
		給 料	職 員 手 当 等	共 済 費	合 計
		円	円	円	円

3 収 入

区 分	収 納 済 (予 定) 額	備 考
診 療 収 入 (予 定) 額	当該年度以前の調定に係る収納済額 円	甲、乙表の別 徴 収 決 定 額 円 巡回診療日数 日 日 収 納 率 % 年間診療点数 点 年間延べ患者数 人
	当該年度の調定に係る収入済額	
	計	
寄 附 金 そ の 他 収 入 (予 定) 額	寄 附 金	内 訳 円
	そ の 他 の 収 入	内 訳
	計	
合 計		

区	分	支 出 済 額 A	基 準 額 B	選 定 額 (A又はBのいずれか少ない額)	備 考 (支出済額について算出額を記載すること。)
(医療活動費)		円	円		
1 報	酬料師師手他等師師手他費用金費費費				
2 給					
	医看運そ員医看運所				
3 職	護転の手当護轉の		円		
			+ 円×	人	
			+ 円×	人	
4 共賃補旅需	濟償用		保健康放射線検査栄事その他 + 円×	人人人人人回	
5					
6					
7					
8					
					消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水料 修繕料 ○ ○ ○

9 役 務 費		円 × 人		計 通信運搬費 手 数 料 ○ ○ ○ 計
10 委 託 料				
11 使用料及び賃借料				
12 原 材 料 費				
13 備 品 購 入 費				購入品目及び金額明細書を添付すること。
14 公 課 費				
計（1～14）			円	
（研 究 費）				
15 旅 費				
16 需 用 費				
17 備 品 購 入 費				購入品目及び金額明細書を添付すること。
計（15～17）			円	
（研 修 費）				
18 旅 費		円 × 回		
19 講 師 謝 金				
計（18～19）			円	
（医 療 費）				
20 需 用 費				消 耗 品 費 修 繕 料 計
21 備 品 購 入 費				購入品目及び金額明細書を添付すること。
22 医 療 材 料 費				
計（20～22）			円	
（そ の 他）				
23 ○ ○ ○				対象経費以外のものの支出（予定）額を 計上すること。
総計（1～23）			円	

2 歳入実績額

区 分		収 納 済 額	備 考			
診 療 収 入 額	当該年度以前の調定 に係る収納済額	円	甲、乙表の別 巡回診療日数 年間診療点数	徴 収 決 定 額		円
	当該年度の調定に係 る収入済額			日 日 収 納 率		%
				年間延べ患者数		人

	計		
寄 附 金 そ の 他 収 入 額	寄 附 金		内 訳
	そ の 他 の 収 入		内 訳
	計		
合	計		

注1 「支出済額」欄の「2 給料」、「3 職員手当等」及び「4 共済費」の記載は、次によること。

- (1) へき地医療拠点病院専任の場合は、専任者の給料、職員手当等及び共済費の支出額を記載すること。
 - (2) へき地医療拠点病院兼任の場合は、兼任者の給料、職員手当等及び共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数（医療活動時間が1日4時間以下の場合は、0.5日を単位とする）を乗じて得た額を記載すること。
- なお、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。

2 「基準額」欄の記載は、次によること。

- (1) へき地医療活動延従事者数は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延べ日数を計上すること。
- (2) 巡回診療実施回数は、回数の合計数を計上すること。
- (3) 代診医等派遣実施回数は、医師等派遣回数の合計数を計上すること。

3 「収納済額」欄の記載は、次によること。

- (1) 診療収入額は、巡回診療による収入（診療収入を徴収しない場合は、診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は、記載しないこと。
- (2) 寄附金その他収入額には、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。

保福第37号様式（第14条）

へき地医療拠点病院運営事業実績報告書

1 巡回診療実施計画（病院名）

巡 回 診 療 実 績 地 区				巡 回 診 療 実 施 予 定 回 数								備 考		
市町村名	地区 名	戸 数	人 口	第 1 . 四 半 期		第 2 . 四 半 期		第 3 . 四 半 期		第 4 . 四 半 期			計	
				回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者		回数	受診者
		戸	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	

注 「回数」欄の上段（ ）には、当該巡回診療に係る実診療日数（0.5日を単位とする。）を記入すること。

2 へき地診療所医師等派遣状況

へき地診療所名	開設者	所在地	派遣状況（日数）					備考
			第1.四半期	第2.四半期	第3.四半期	第4.四半期	計	

				日	日	日	日	日
--	--	--	--	---	---	---	---	---

注 「備考」欄には、当該年度の派遣状況（〇〇科、年間〇〇日又は週〇日等）を、具体的に記入すること。

3 代診医等派遣状況

へき地診療所名	開設者	所在地	派遣状況（日数）					備考
			第1.四半期	第2.四半期	第3.四半期	第4.四半期	計	
				日	日	日	日	日

注 「備考」欄には、派遣を必要とした理由を記入すること（例：〇〇学会出席 〇月〇日～〇月〇日）。

4 研修会実施状況

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 人 員	職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 (具体的に記入すること。)
〇〇研修会	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	人	人	

注 「職種別参加人員」欄には、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類し、それぞれの人員を記入すること。

保福第39号様式の1の末尾欄外の注の2の事項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

保福第39号様式の2の末尾欄外の注の2の事項を次のように改める。

2 この様式は、次の研修会等の種別ごとに別葉とすること。

- (1) 地方センター病院における高度・専門的な研修会等
 - (2) 地方・地域センター病院における研修会及び症例検討会等
 - (3) 地方・地域センター病院における院内で開催する研修会及び症例検討会等
- 保福第40号様式の3の末尾欄外の注の2の事項を次のように改める。

2 この様式は、次の研修会等の種別ごとに別葉とすること。

- (1) 地方センター病院における高度・専門的な研修会等
 - (2) 地方・地域センター病院における研修会及び症例検討会等
 - (3) 地方・地域センター病院における院内で開催する研修会及び症例検討会等
- 保福第54号様式及び保福第55号様式を次のように改める。

保福第54号様式（第3条第2項、第5条第1項）

事業実績書

（学校・施設等）

実施区分 対象区分		対象人員	受診人員	健		康		診					断				
				レ ン ズ カ メ ラ		70mmミラーカメラ		100mmミラーカメラ		精 密 検 査					事 後 措 置		
				保 健 所	自 体 医 療 機 関 そ の 他	保 健 所	自 体 医 療 機 関 そ の 他	保 健 所	自 体 医 療 機 関 そ の 他	保 健 所		自 体 ・ 医 療 機 関 ・ そ の 他			保 健 所	自 体 ・ 医 療 機 関 ・ そ の 他	
										通常検査	直接省略	通常検査	直後のみ	直接省略		通常検査	通常検査
19 歳 以 上 学 生 生 徒																	
高 校 生																	
小 計																	
施 設 入 所 者																	
計																	
実支出額	金額																
補助対象	人数																
	金額																
基 準 算 定 額	単価																
	金額																

補助申請額の算出	総事業費 a	寄附金その他収入 b	差引額 a - b = c	対象経費の実支出額 d	基準算定額 e	補助基本額 c, d, e のいずれか 低い額 f	補助申請額 f × 2/3
	円	円	円	円	円	円	円

注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 「自体」とは、実施義務者自ら機械器具等を整備して行うものをいい、「その他」とは、結核予防会等の検診機関に依頼して行うものをいう。

3 「実施区分」欄には、それぞれの実施の形態に対応する文字の上に○印を付すること。

保福第55号様式（第3条第2項、第5条第1項）

健 康 診 断 費 内 訳 明 細 書

実施区分 委託・自体

区 分	支 出 科 目		種 別	員 数	単 価	金 額	債 主 氏 名	備 考
	目	節（細節）						

注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 この様式は、委託実施分及び自体実施分ごとに作成するものとし、委託実施分、自体実施分を実施区分欄で区分すること。

3 「区分欄」には、委託実施の場合は、間接、精密及び事後の順に区分記載し、自体実施の場合は、「自体実施の検診に要した経費」、「健康診断台帳整備に要した経費」、「健康診断実施連絡に要した経費」及び「対象外経費」の順に区分記載すること。

保福第108号様式及び保福第109号様式を次のように改める。

保福第108号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事 業 計 画 （実 績） 書

(1) 軽費老人ホーム支出額内訳

A型・ケアハウス

(施設名)

区 分	総 事 業 費	補 助 費 対 象 経 費	備 考
事 務 費 人 件 費 給 料	円	円	

○ ○ 手 当 ∴ 旅 費 ○ ○ ○ ∴ 庁 費 ∴ 小 計 事 業 費 食 糧 費 ○ ○ ○ ∴ 生 活 費 ∴ 小 計			
合 計			

- (注) 1 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設については「補助対象経費」欄には、指定を受けた場合の配置基準表における人員に係る経費を計上すること。
2 「区分」欄の科目は、適用している会計処理方式に応じて変更して差し支えない。

(2) 階層別・月別利用人員内訳

ア A型

(ア) 平成3年7月1日以降入所者分

(施設名)

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2													
3													
4													
5													

6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
計													

- (注) 1 各月の利用人員は、各月初日の実利用人員を記載すること。ただし、事業開始後3箇月を経過した日の属する月の分までは、実利用日数を30日又は当該月の実日数で除した人員によること。
2 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を括弧書きにより再掲すること。

(イ) 平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A 階 層	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
B 階 層													
C ₁													
C ₂													

階層の区分	単価区分別 利 用 人 員	利用料納付 (予 定)額 (事務費及 び生活費)	事 務 費 基 準 額		事 務 費 本人徴収 (予定)額	備 考
			単価区分	金 額		
1	人	円	円	円	円	
2						
3						
4						
5						
6						

7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						

(注) 1 単価区分ごとに別々に記載し、「備考」欄に加算・月別等その理由を簡潔に記載すること。

2 単価は、(ウ)又は(エ)の単価積算内訳のとおりであること。

3 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、この表に一般入所者分、特定施設入所者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(イ) 平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付 (予定)額 (事務費及び生活費)	事務費基準額		事務費 本人徴収 (予定)額	備 考
			単価区分	金 額		
A 階 層	人	円	円	円	円	
B 階 層						
	C ₁					

C 階 層	C ₂						
	C ₃						
	C ₄						
	C ₅						
	C ₆						
	C ₇						
	C ₈						
	C ₉						
	C ₁₀						
	計						

(注) 1 単価区分ごとに別々に記載し、「備考」欄に加算・月別等その理由を簡潔に記載すること。

2 単価は、(ウ)又は(エ)の単価積算内訳のとおりであること。

3 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、この表に一般入所者分、特定施設入所者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(ウ) 単価積算内訳

適 用		月	月～ 月	月～ 月	月～ 月
一 般 事 務 費			円	円	円
加 算 分	ボイラー技士雇上費				
	事務用冬期採暖費				
	入所者処遇特別加算費				
	単身赴任手当加算費				
	施設機能強化推進費				
	民間施設給与等改善費				
	そ の 他				
合 計					

(注) 単価の変動があった場合は、異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。

(エ) 単価積算内訳

適用月		月～月		月～月		月～月	
適用対象入所者		一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者
一般事務費		円	円	円	円	円	円
加算分	ボイラー技士雇上費						
	事務用冬期採暖費						
	入所者処遇特別加算費						
	単身赴任手当加算費						
	施設機能強化推進費						
	民間施設給与等改善費						
その他							
合計							

（注）1 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、この表で作成すること。

2 単価の変動があった場合は、異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。

イ ケアハウス（一般入所者分・特定施設入所者生活介護対象者分）
（施設名）

定員	事務費 級地区分	民間 加算率
----	-------------	-----------

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付 （予定）額 （事務費及び生活費）	事務費基準額		事務費 本人徴収 （予定）額	備考
			単価区分	金額		
1	人	円	円	円	円	
2						
3						
4						
5						

6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
計						

（注）1 単価区分ごとに別々に記載し、「備考」欄に加算・月別等その理由を簡潔に記載すること。

2 単価は、(ア)又は(イ)の単価積算内訳のとおりであること。

3 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、この表に一般入所者分、特定施設入所者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(ア) 単価積算内訳

適用月		月～月		月～月		月～月	
一般事務費		円		円		円	
加算	ボイラー技士雇上費						
	事務用冬期採暖費						
	入所者処遇特別加算費						
	単身赴任手当加算費						
	施設機能強化推進費						

分	民間施設給与等改善費			
	その他			
合	計			

(注) 単価の変動があった場合は、異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。

(イ) 単価積算内訳

適用月		月～月		月～月		月～月	
適用対象入所者		一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入所者 生活介護対象者
一般事務費		円	円	円	円	円	円
加算	ボイラー技士雇上費						
	事務用冬期採暖費						
	入所者処遇特別加算費						
	単身赴任手当加算費						
	施設機能強化推進費						
分	民間施設給与等改善費						
	その他						
合	計						

(注) 1 特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設においては、この表で作成すること。

2 単価の変動があった場合は、異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。

(4) 職員の状況 (A型・ケアハウス)

(施設名)

(平成 年4月1日現在)

区分	職員数 (現員)		
	専任	兼任	計
施設長	人	人	人
事務員			
生活相談員			
介護職員			

看護職員			
栄養士			
調理員等			
ボイラー技士			
○ ○ ○			
計			

(注) 補助対象職員のみを記載すること。

(5) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表 (法人立のみ)

A型・ケアハウス

施 設 名				施設所在地			備考		
施 設 区 分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	平成	年		月	日
年月数等 区 分	現 に 勤 務 す る 施 設 の 状 況			その他の社会福祉施設 における勤 続年数 (c)	1施設当たり 職員総勤続年 数 (b + c) (d)	1施設当たり 職員平均勤続 年数 (d) / (a) (e)			
氏 名	職員数 (a)	職 種	勤続年数 (b)						
			年 月	年 月	年 月				
計	人						年		

(注) 1 「施設区分」欄には、(e)の結果により決定し、該当する施設の区分に支庁で○を付けること。

2 (b)欄、(c)欄及び(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6箇月以上の端数は1年とし、6箇月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。

3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。

なお、1箇月未満の日数については、これを1月とする。ただし、当該年度4月1日採用者については、0月とする。

4 (c)欄の算定に当たっては、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記の3のなお書きにより算定すること。

(6) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表 (法人立のみ)

A型・ケアハウス（特定施設入所者生活介護）

ア 一般入所者分

施 設 名				施設所在地			備考		
施 設 区 分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	平成	年		月	日
年月数等 区 分	現 に 勤 務 す る 施 設 の 状 況			その他の社会福祉施設 における勤 続年数	1施設当たり 職員総勤続年 数 (b + c)	1施設当たり 職員平均勤続 年数 (d)/(a)			
	職員数	職 種	勤続年数						
氏 名	(a)		(b)	(c)	(d)	(e)			
			年 月	年 月	年 月				
計	人					年			

- (注) 1 この表には、特定施設配置基準における共通職員及び直接処遇職員分を記載すること。
 2 「施設区分」欄には、(e)の結果により決定し、該当する施設の区分に支庁で○を付けること。
 3 (b)欄、(c)欄及び(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6箇月以上の端数は1年とし、6箇月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 なお、1箇月未満の日数については、これを1月とする。ただし、当該年度4月1日採用者については、0月とする。
 5 (c)欄の算定に当たっては、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、注の4のなお書きにより算定すること。

(7) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

A型・ケアハウス（特定施設入所者生活介護）

イ 特定施設入所者生活介護対象者分

施 設 名				施設所在地		備考		
施 設 区 分		A・B・C・D・E・F・G・H		設定年月日			平成 年 月 日	
年月数等 区 分	現 に 勤 務 す る 施 設 の 状 況			その他の社会福祉施設 における勤 続年数	1施設当たり 職員総勤続年 数 (b + c)		1施設当たり 職員平均勤続 年数 (d) / (a)	
	職員数	職 種	勤続年数					
氏 名	(a)		(b)	(c)	(d)		(e)	
			年 月	年 月	年 月			
計	人					年		

- (注) 1 この表には、特定の指定を受けた場合の配置基準における共通職員分を記載すること。
 2 「施設区分」欄には、(e)の結果により決定し、該当する施設の区分に支庁で○を付けること。
 3 (b)欄、(c)欄及び(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6箇月以上の端数は1年とし、6箇月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 なお、1箇月未満の日数については、これを1月とする。ただし、当該年度4月1日採用者については、0月とする。
 5 (c)欄の算定に当たっては、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、注の4のなお書きにより算定すること。

注 この様式は、軽費老人ホーム運営事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

保福第109号様式（第3条第2項、第5条第1項）

軽費老人ホーム運営費補助金交付申請額算出調書

区 分	補助事業に要する経費 A			補助対象経費	補助基準額	事務費本人徴収予定額	補助基本額 (B又はC)- D	補助率	補助金交付 申請額 (E×F)	備 考
	単 価	数 量	金 額							
				B	C	D	E	F	G	

(施設名)

1	申請に係る 事業場	③育児休業制度等の有無	有 ・ 無					
		④就業規則等に規定した 年月日	平成 年 月 日					
		⑤規 定 の 内 容	ア 育児休業制度の有無 有・無 イ 短時間勤務の措置 有・無					
		⑥育児休業制度等の方法	ア 労働協約 イ 就業規則					
		⑦過去における育児休業取得者と代替要員雇用の有無	有 ・ 無					
		⑧代替要員採用時前6箇月間に事業主都合での解雇の有無	有 ・ 無					
		⑨売 上 高	A 代替要員採用時前3箇月間の売上高	千円				
			B 前年同期の売上高	千円				
			C 売上高の増減額（A - B）	千円				
		2	対 象 労 働 者	①雇用保険の被保険者となった年月日	昭和・平成 年 月 日			
②産前・産後休業 期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日							
③育 児 休 業 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			期間	箇月 日			
④短時間勤務の措 置期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			期間	箇月 日			
⑤復 職 等	復 職 日			平成 年 月 日				
	復職事業場			ア 育児休業前と同じ	イ 育児休業前と異なる（理由）			
	雇 用 形 態			ア 育児休業前と同じ	イ 育児休業前と異なる（理由）			
	⑥代替要員の確保			代替要員の氏名				
部 署 等 名								
雇 入 れ の 期 間				ア 有効雇用 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで （週所定労働時間 時間） イ 期間の定めない雇用 平成 年 月 日から （週所定労働時間 時間）	左記のうち③又は④と重な る期間 箇月 日			
	対象労働者確認			上記①から⑤までについては、記載のとおりです。 氏名 ㊞				
	代替要員確認			上記⑥については、記載のとおりです。 氏名 ㊞				
3	本申請と同一の事由により受給を受けているか又は受給を予定している他の助成金等の有無			有 助成金等の名称（ ）				
		無						
		① 育児休業取得者の代替要員関係 円						

4 申請金額	② 短時間勤務の措置利用者の代替要員関係 ③ 上記①又は②の継続雇用関係		円 円 円
計			
5 奨励金の振込先			
金融機関名	支店名	口座番号	
(ふりがな)	(ふりがな)		
口座の種類	口座名義	備考	
普通・当座 (該当するものを。 で囲んでください。)	(ふりがな)		

この欄は、記入しないでください。

支 庁 処 理 欄	1の③欄、育児休業制度等が就業規則等に規定されたものであること。	適 ・ 否
	2の⑤欄、復職事業場又は雇用形態が異なっている場合、本人からの申し出であること。	適 ・ 否
	制度制定済事業主の場合、1の⑦欄と⑧欄に無があること。かつ、⑨欄のCがプラスとなっていないこと。	適 ・ 否
	2の⑥欄の期間が3箇月以上あり、かつ③欄又は④欄の期間と重なる期間が3箇月以上あること。	適 ・ 否
	3の欄の無に○があること。	適 ・ 否

- 注1 この様式は、ワークシェアリング推進モデル事業（育児と仕事両立支援型モデル）に係る奨励金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 「2 対象労働者」欄中の「氏名」欄は、育児休業の取得又は短時間勤務の措置を利用した労働者について記載すること。
- 3 対象労働者が複数となる場合は、この様式（別葉）に必要事項を記載し添付すること。
- 4 この様式には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 就業規則等（常時10人以上の労働者を使用する事業場については、所轄労働基準監督署長に届け出たものの）の写し
 - (2) 育児休業を取得したことを確認できる書類
 - (3) 短時間勤務の措置を利用したことを確認できる書類
 - (4) 代替要員として離職者を雇い入れたことを確認できる書類
 - (5) 制度制定済事業主の場合は、過去に代替要員を確保したことがないこと、代替要員採用時前6箇月間に事業主都合の常用労働者の解雇を行っていないこと及び代替要員採用時前3箇月間の売上高が前年同期に比べ増加していないことが確認できる書類

北海道告示第552号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。
平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

農政第4号様式その1及び農政第4号様式その2を次のように改める。

農政第4号様式その1（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

年度米消費拡大総合対策事業（米消費拡大推進事業）費積算基礎（実績）

事業実施主体名：

事業内容	積算基礎	事業費					備考
		国費	道費	市町村費	その他	計	
		千円	千円	千円	千円	千円	
計							

注1 団体等の経費負担がある場合は、団体名及び経費負担額の内訳を備考欄へ記入すること。

2 実績書として使用する場合は、単位を円とすること。

農政第4号様式その2（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

年度米消費拡大総合対策事業（米飯学校給食環境整備等支援事業）費積算基礎（実績）

事業実施主体名：

事業内容	積算基礎	事業費					備考
		国費	道費	市町村費	その他	計	
		千円	千円	千円	千円	千円	
計							

注1 団体等の経費負担がある場合は、団体名及び経費負担額の内訳を備考欄へ記入すること。

2 実績書として使用する場合は、単位を円とすること。

農政第4号様式その3を削る。

農政第36号様式の末尾欄外の注の1の事項中「アグリ・チャレンジャー支援事業」の次に

「、経営支援情報化施設整備事業」を加える。

農政第65号様式を次のように改める。

農政第65号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

年度都市農業支援総合対策事業計画（実績）書

1 都市農業振興ビジョン策定事業

実施主体	実施時期	内 容	備 考

2 都市農業生産振興支援・多面的機能活用事業

(1) 農産物の供給体制に対する支援

実施主体	実施時期	内 容	備 考

(2) 都市住民の理解増進に対する支援

実施主体	実施時期	内 容	備 考

(3) ボランティアの育成に対する支援

実施主体	実施時期	内 容	備 考

農政第86号様式の2の事項を次のように改める。

2 利子助成金計算総括表

個人 番号	氏 名	金利区分 融資年度	期 首 融 資 残 高 円	期 中 貸 付		繰 上 償 還 円	約 定 償 還 円	期 末 融 資 残 高		積 数 円	融 資 平 均 残 高 円	利 子 補 給 (助成)率	利 子 補 給 補 助 額		備考
				件数	金 額 円			件数	金 額 円				道費補助額 円	市町村利子助成金 円	

農政第101号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「農業水利施設台帳整備事業、」を削り、同注の7の事項を削り、同注の8の事項を同注の7の事項とし、同注の9の事項から

16の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

農政第103号様式を次のように改める。

農政第103号様式（第14条）

事業計画（実績）及び経費の配分

[illegible]

- 注 1 この様式は、農村振興総合整備事業及びむらづくり総合整備事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「費目」欄には、工事費の内訳（純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費、工事雑費等）を記載すること。
- 3 「工種」欄には、農村振興総合整備事業にあつては農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備、農村交流基盤整備及び特認事業のうち該当する区分、むらづくり総合整備事業にあつては農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備、農村交流基盤整備、特認事業、処理施設、管路施設及び資源循環施設を記載すること。
- 4 「事業量」欄には、農村振興総合整備事業、むらづくり総合整備事業のうち構成事業名が農村振興総合整備事業のものにあつてはほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全、農用地管理保全、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農村公園施設整備、農業近代化施設等用地整備、集落防災安全施設整備、水辺環境整備、緑化施設整備、地域資源利活用施設整備、集落環境管理施設整備、地域資源リサイクル基盤整備、公共施設補強整備、ライフライン収容施設整備、土壌環境整備、住民参加促進環境整備、農村交流施設整備、コミュニティ施設整備、集落農園整備、歩行者専用遊歩道整備、情報基盤施設整備、移動通信施設等基盤整備、施設環境整備、景観保全整備、歴史的土地改良施設保全整備、魚道整備及び特認事業のうち該当する名称を付けた事業量を、むらづくり総合整備事業のうち構成事業名が農業集落排水事業のものにあつては該当する事業量を記載すること。
- 5 農村振興総合整備事業にあつては、「構成事業名」欄の「農業集落排水事業」欄を削除すること。
- 6 農業生産基盤整備事業がない場合には、「工事費の算定基礎」欄を削除すること。
- 7 むらづくり総合整備事業にあつては、構成事業名が農村振興総合整備事業及び農業集落排水事業のもので該当する地区がそれぞれ2地区以上となる場合には、地区ごとに記載すること。
- 8 「備考」欄は、農政第101号様式と同様に記載すること。
- 9 添付書類は、農政第101号様式と同様とする。

農政第105号様式の末尾欄外の注の1の事項中「農業水利施設台帳整備事業、」を削る。

農政第108号様式の末尾欄外の注の1の事項中「農業水利施設台帳整備事業、」を削り、同注の5の事項を削り、同注の6の事項を同注の5の事項とし、同注の7の事項から9の事

項までを1事項ずつ繰り上げる。

農政第112号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「農業水利施設台帳整備事業、」を削る。

農政第152号様式その1を次のように改める。

農政第152号様式その1（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

米消費拡大推進事業計画（実績）書

事業実施主体名：

実施時期	実施場所	参集範囲	規模 (参加人数等)	事業内容	事業費		備考
					千円	うち国費 千円	

- 注 1 実施事業の内容ごとに記載すること。
- 2 実績書として使用する場合は、単位を円とすること。また、備考の欄に事業の成果を記入すること。

農政第152号様式その2から農政第152号様式その3 - 2までを削る。

農政第152号様式その3 - 3を農政第152号様式その2 - 1とし、同様式の末尾欄外に次の

事項を加える。

注 実績書として使用する場合は単位を円とすること。

農政第152号様式その3 - 4を農政第152号様式その2 - 2とし、農政第152号様式その3 - 5を農政第152号様式その2 - 3とする。

北海道告示第553号

昭和49年北海道告示第814号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

水林第17号様式の末尾欄外の注3の事項中「流域森林総合整備事業、」を削り、同注の6の事項中「又は用地等取得」を「、用地等取得又は居住地」に改め、同注の8の事項中「下刈り」を「特殊地拵、下刈り」に改める。
